

うきは市告示第126号

令和3年第4回うきは市議会定例会を次のとおり招集する

令和3年8月25日

うきは市長 高木 典雄

記

1 期 日 令和3年9月3日（金）午前9時

2 場 所 うきは市議会議場

---

○開会日に応招した議員

組坂 公明君	野鶴 修君
竹永 茂美君	岩淵 和明君
鑑水 英一君	熊懷 和明君
佐藤 湛陽君	上野 恭子君
江藤 芳光君	伊藤 善康君
櫛川 正男君	佐藤 裕宣君
中野 義信君	

---

○9月6日に応招した議員

---

○9月7日に応招した議員

---

○9月22日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

議事日程(第1号)

令和3年9月3日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程(報告第4号から報告第5号まで2件、議案第37号から議案第57号まで21件、請願第2号から請願第3号まで2件)
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告(総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会)
- 日程第7 決算特別委員会の設置について
- 日程第8 決算特別委員会への議案審査付託
- 日程第9 報告第4号 令和2年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第10 報告第5号 うきはの里株式会社の経営状況について
- 日程第11 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて(うきは市道路線の認定について)
- 日程第12 議案第39号 令和3年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第40号 令和3年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第41号 令和3年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第42号 令和3年度うきは市簡易水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第43号 令和3年度うきは市下水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第44号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第18 議案第47号 うきは市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第48号 うきは市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第49号 うきは市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第50号 うきは市市有林保育管理基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第22 議案第51号 うきは市水源かん養事業基金条例を廃止する条例の制定について

日程第23 請願の委員会付託（請願文書表）

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程（報告第4号から報告第5号まで2件、議案第37号から議案第57号まで21件、請願第2号から請願第3号まで2件）
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告（総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会）
- 日程第7 決算特別委員会の設置について
- 日程第8 決算特別委員会への議案審査付託
- 日程第9 報告第4号 令和2年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第10 報告第5号 うきはの里株式会社の経営状況について
- 日程第11 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（うきは市道路線の認定について）
- 日程第12 議案第39号 令和3年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第40号 令和3年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第41号 令和3年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第42号 令和3年度うきは市簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第43号 令和3年度うきは市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第44号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第18 議案第47号 うきは市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第48号 うきは市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第49号 うきは市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第50号 うきは市市有林保育管理基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第22 議案第51号 うきは市水源かん養事業基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第23 請願の委員会付託（請願文書表）
- 

出席議員（13名）

2番 組坂 公明君	3番 野鶴 修君
4番 竹永 茂美君	5番 岩淵 和明君
6番 鑓水 英一君	7番 熊懷 和明君
8番 佐藤 湛陽君	9番 上野 恭子君
10番 江藤 芳光君	11番 伊藤 善康君
12番 櫛川 正男君	13番 佐藤 裕宣君
14番 中野 義信君	

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

局 長 高瀬 将嗣君	記録係長 宮崎 恵君
記録係 加藤 裕介君	

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 .....	高木 典雄君	副市長 .....	重松 邦英君
教育長 .....	麻生 秀喜君	市長公室長 .....	中野昭一郎君
総務課長兼浮羽市民課長 .....			吉松 浩君
監査委員事務局長 .....	佐藤 重信君	会計管理者 .....	松岡 美紀君
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長 .....			江藤 良隆君
企画財政課長 .....	山崎 秀幸君		
税務課長兼徴収対策室長 .....			大石 恵二君
市民生活課長兼人権・同和対策室長 .....			石井 良忠君
保健課長 .....	末次ヒトミ君	福祉事務所長 .....	浦 聖子君
住環境建設課長 .....	村岡 薫君	都市計画準備課長 .....	緒方 寧君
水資源対策室長 .....	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長 .....			樋口 秀吉君
農林振興課長兼農業委員会事務局長 .....			石井 太君
学校教育課長 .....	井上 理恵君	生涯学習課長 .....	石井 孝幸君
自動車学校長 .....	高木 慎君	総務法制係長 .....	宮崎 哲工君

財政係長 ..... 竹上 欣宏君

---

午前9時00分開会

○事務局長（高瀬 将嗣君） 起立、礼。着席。

○議長（中野 義信君） ただいまから令和3年第4回うきは市議会定例会を開会します。  
直ちに本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中野 義信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に2番、組坂公明議員、3番、野鶴修議員を指名します。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（中野 義信君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本市議会定例会の会期は、本日9月3日から9月22日までの20日間とした  
と思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日9月3日から9月  
22日までの20日間と決定いたしました。

---

### 日程第3. 諸報告

○議長（中野 義信君） 日程第3、諸報告を行います。

議長より諸般の報告をします。

お手元に配付しております諸般の報告文書を御覧ください。

6月24日にうきは久留米環境施設組合議会が開催されております。

以下、各会議などが開催されておりますので、報告しておきます。

なお、それぞれの資料を議員控室にて閲覧に供しますので御覧ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、高木市長より行政報告がありましたら、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。議員の皆様には常日頃より市政の運営に御理解と  
御協力をいただいておりますことを、まずもってお礼申し上げます。

本9月定例会は、条例の改正、廃止や補正予算並びに令和2年度決算の認定などに関して御審  
議をお願いするわけではありますが、6月定例会報告以降、本日までの主立った事業等の報告につ

きましては、お手元の資料の配付に代えさせていただきたいと思ひます。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（中野 義信君） 以上で、行政報告は終わりました。

これで、諸報告を終わります。

---

#### 日程第4. 議案上程

○議長（中野 義信君） 日程第4、議案の上程を行います。

報告第4号から報告第5号まで2件、議案第37号から議案第57号まで21件、請願第2号から請願第3号まで2件を上程いたします。

---

#### 日程第5. 市長の提案理由説明

○議長（中野 義信君） 日程第5、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 本日、令和3年第4回うきは市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多忙中にもかかわらず御参集賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、8月11日から19日にかけての九州、山口県の大由では、うきは市におきましても大きな被害が発生をいたしました。降り始めの8月11日から8月19日までの9日間で、妹川観測所において、971ミリの雨量を観測いたしました。これは、うきは市の年間降水量の約5割、8月の平均降水量の5倍以上の記録的な雨が降ったこととなります。この大雨によりまして、市が管理する道路の公共土木施設災害で23か所、農地、農業用施設、林道の農林業施設災害で37か所、その他、社会教育施設1か所、保育所1か所に被害が出ており、これに農作物被害も含めると2億3,000万円程の被害額となっております。現在、災害復旧に向け、鋭意取組を行っているところであります。

一方、新型コロナウイルス感染症の状況であります、我が国においては、令和2年1月15日に最初の感染者が確認された後、令和3年9月2日までに合計150万7,223人の感染者が確認されております。政府におきましては、8月25日に新型コロナウイルス感染症対策本部を開き、既に緊急事態宣言が出されていた東京都や福岡県等の13地域に北海道や愛知県等、8道県を加えることを決定し、現在、計21の都道府県に9月12日までの間、緊急事態宣言が出されている状況であります。

福岡県では、新規感染者数が8月12日に初めて1日1,000人を超え、18日には過去最多の1,253人となりました。その後も高い水準で推移しており、これまでの新規感染者の合計は、9月1日時点で6万6,082名となっております。うきは市におきましては、7月下旬

頃から感染者が増え始め、7月31日時点の感染者は77名でありましたが、1か月程で66名の感染が確認され、9月2日時点で143名となっております。急増しました66名の内訳を見ますと、50代以下が8割、60代以上の方は2割となっております。報道等と言われております全国的な傾向と同様に、うきは市におきましても、若い世代での感染が増加しております。

その一方、ワクチン接種が進む中、新規感染者に占める高齢者の割合が低い水準となるなど、ワクチンの効果が示唆されております。ワクチン接種につきましては、浮羽医師会等の御協力の下、5月16日からワクチン接種を開始しており、8月31日時点で65歳以上の方の1回目の接種率が90.1%、2回目の接種率が88.7%となっております。また、12歳から64歳までの1回目の接種率が51.4%、2回目の接種率が40.8%となっており、合わせますと、1回目の接種率が66.8%、2回目の接種率が59.9%となっております。引き続き、市民の皆様、希望される皆様の接種を1日でも早く終了できますよう、最大限の取組に努めてまいります。

ところで、内閣府が国全体のマクロ経済の状況を明らかにし、景気判断の基礎資料として、四半期ごとにGDP速報を公表しております。8月16日に1次速報として発表された今年4月から6月期の国内総生産の物価変動を除いた実質GDP成長率は前期比0.3%増で、年率換算では1.3%増となっております。2四半期ぶりにプラス成長となっておりますが、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言の発令を受け、個人消費を中心に伸び悩んでおり、感染急拡大の影響もあり、7月から9月も低成長が続くと見られております。

また、内閣府が8月26日に発表した現状の景気に関する政府の公式見解であります月例経済報告によりますと、景気は新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している。先行きについては、感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進する中で、各種施策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、感染拡大による下振れのリスクの高まりに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があるとしております。

うきは市では、新型コロナウイルス感染症によって収入が大幅に減少した世帯や事業者等に対する支援を昨年度から実施してきたところであります。また、国・県が実施する事業者向け補助事業等への申請手続をサポートする窓口も開設し、市内事業者からの相談に対応させていただいております。今後もこのような事業を継続的に行うとともに、ワクチン接種を早期かつ着実に実施することで、感染の収束に向け最大の取組に努め、コロナ後の1日も早いうきは市の経済回復に努めることが重要であると考えております。災害復旧等の事業実施や、新型コロナウイルス感染症の収束に向けての取組に当たりましては、議会との連携が重要と考えております。引き続き、議員の皆様には御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

さて、本日提案しております議案は、条例案件5件、人事案件1件、予算案件6件、決算案件6件、その他の案件3件の計21件と、報告2件となっております。

まず、報告第4号は、令和2年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について報告を行うものでございます。

報告第5号は、うきはの里株式会社の経営状況についてであります。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和2年度の経営状況について報告を行うものでございます。

議案第37号は、うきは市道路線の認定に係る専決処分の承認を求めることについてであります。

本路線である小坪・日の出線の道路認定につきましては、令和3年第3回定例会の議案第34号で御議決をいただいておりますが、議会閉会後に路線番号に誤りがあったことが判明したものであります。急を要したことから、路線番号を変更して専決処分をさせていただきましたので、議会の承認を求めるものでございます。

議案第38号から議案第43号までは、令和3年度補正予算についてであります。

議案第38号は、令和3年度うきは市一般会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億6,185万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166億7,094万1,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、地方交付税5億5,741万6,000円、国庫補助金1億2,835万1,000円、県補助金1,033万1,000円、繰越金5億2,018万1,000円、市債2億8,267万7,000円の増額補正と、基金繰入金9億3,780万円の減額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費では総務管理費3億4,111万3,000円、民生費では社会福祉費1,116万6,000円、児童福祉費2,603万円、衛生費では保健衛生費1,057万5,000円、土木費では道路橋りょう費3,750万円、教育費では小学校費1億7,199万円の増額補正と、諸支出金では特別会計繰出金5,140万円の減額補正を計上いたしております。

議案第39号は、令和3年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,646万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億2,007万3,000円とするものでございます。

歳入は、繰越金1億4,646万6,000円の増額補正と、基金繰入金1,000万円の減額

補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、基金積立金4,999万9,000円、予備費8,529万1,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第40号は、令和3年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ204万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億848万1,000円とするものでございます。

歳入は、繰越金204万5,000円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、予備費204万5,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第41号は、令和3年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,528万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,783万円とするものでございます。

歳入は、繰越金1,928万3,000円の増額補正と、基金繰入金400万円の減額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、学校費では事業費1,400万円の増額補正を計上いたしております。

議案第42号は、令和3年度うきは市簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

収益的収入の予算について、組替えをするものでございます。

議案第43号は、令和3年度うきは市下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

収益的収入の額から7,140万円を減額し15億5,423万5,000円とし、収益的支出の額に5万8,000円を追加し13億5,591万2,000円とするものでございます。並びに資本的収入の額に7,140万円を追加し1億6,767万4,000円とするものでございます。

収益的収入は、営業外収益7,140万円の減額補正を計上いたしております。

収益的支出は、営業費用5万8,000円の増額補正を計上いたしております。

資本的収入は、企業債5,140万円、補助金等2,000万円の増額補正を計上いたしております。

議案第44号は、人権擁護委員の推薦についてであります。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、うきは市人権擁護委員3名の推薦について、議会の意見を求めるものでございます。

議案第45号は、うきは市道路線の認定についてであります。

うきは市道路線の認定1件について、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第46号は、うきは市過疎地域持続的発展計画（浮羽地域）の策定についてであります。

うきは市過疎地域持続的発展計画（浮羽地域）を策定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第47号は、うきは市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に関する省令の改正に伴いまして、うきは市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第48号は、うきは市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴いまして、うきは市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第49号は、うきは市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

健康保険法施行令等の改正に伴い、うきは市国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

議案第50号は、うきは市市有林保育管理基金条例を廃止する条例の制定についてであります。

基金積立金の運用が終了し、今後、新たに積み立てる見込みもないため、うきは市市有林保育管理基金条例を廃止するものでございます。

議案第51号は、うきは市水源かん養事業基金条例を廃止する条例の制定についてであります。

基金積立金の運用が終了し、今後新たに積み立てる見込みもないため、うきは市水源かん養事業基金条例を廃止するものでございます。

議案第52号から議案第57号までは、令和2年度の各会計の決算について、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして御説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされました際に、担当課長より改めて御説明をいたします。

いずれの議案も市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中野 義信君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

## 日程第6. 委員会調査報告

○議長（中野 義信君） 日程第6、委員会調査報告を行います。

本件につきましては、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会より、閉会中の継続調査申出があつておりましたので、その調査報告を求めます。

それでは、初めに総務産業常任委員会の調査報告を求めます。11番、伊藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（伊藤 善康君） 報告します。

令和3年第3回うきは市議会定例会において、閉会中の継続調査申出の所管事務調査を行ったので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、報告をいたします。

これ、全部読み上げると40分ぐらいかかります。それで、恐縮ではございますが、割愛を大分させていただきます。

調査のテーマ。

1、6次産業化研究開発・事業化支援センターの取組に関する調査。

2、自然環境及び生物に関する実態調査。

1、6次産業化研究開発・事業化支援センターの取組に関する調査であります。

(1) 日時、令和3年7月21日9時24分から11時38分まで。

場所、うきは6次産業化研究開発・事業化支援センター。

(3) 出席者は11人、総務産業常任委員会6人、農林振興課3人、うきは6次産業化研究開発・事業化支援センター職員1人、議会事務局1人。

(4) 調査の要旨、うきは6次産業化研究開発・事業化支援センター「うきは夢ラボ」は、農業者等の所得増大を推進し、地域産業の振興を図るため、農業者や商工業者等が自ら行う地域農産物を活用した加工品等の研究開発及び事業化に向けた支援を行うための施設として、令和元年7月にオープン。指定管理者として株式会社イーストが指定され、2年が経過したところであります。この間の取組について調査を行いました。

(5) 主な内容。

①利用状況及び事業報告等について。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、施設利用休止期間中の利用者は減少しましたが、果物の最盛期に合わせて利用者は増えております。また、定期的な利用者や営業許可申請を取っての利用者が増加傾向にあります。12月は主に柿のドライを作るための熟成乾燥庫の利用予約が増え、果物の時期には農業者、それ以外の時期には商業者の定期利用という傾向になっております。施設を活用した開発事例としては、柿、梨、イチジク等、ドライフルーツの加工が多く、市内の道の駅等で販売につなげております。また、菓子製造業や惣菜製造業の保健所許可申

請の立会いや、ドライフルーツ・パウダーへの加工業務の受託等、利用者へ様々な支援を実施しております。

次のページですが、施設利用状況と販路開拓状況は表にまとめておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

その他の取組として、農産物加工の工程やターゲット、用途等を情報として蓄積し、今後デザインした冊子（レシピ集）として紹介できるように準備を進めていく。アドバイザーを中心とした講師による講習会を実施。アドバイザーによる利用者へのアドバイス、提案、提言を実施。アドバイザー自身も熱心に商品の試作を重ねておるそうです。

②施設利用の製品・商品の例ということで表にまとめておりますので、御覧いただきたいと思っております。

次に、主な質疑及び意見をまとめております。これもお目通しをいただきたいと思っております。

次のページですが、意見及び要望、これも記載しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

#### （6）所見。

この施設は、市内で取れる果物を含む農産物を加工し、付加価値をつけて販売し、農業生産者の所得向上につなげたいという目的で令和元年7月にオープンして、今年で3年目を迎えます。初年度は順調な滑り出しだったが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、利用者は減少しております。果物の時期には農業者、それ以外の時期には商業者の定期利用という傾向になっており、加工品は今のところ、個人による果物のドライフルーツが多く、道の駅等で販売しているそうです。

今のところ、うきはのブランドになるような商品開発には至っておりませんが、アドバイザーによるアドバイスや、アドバイザー自身も商品の試作を重ねているとの報告もあり、今後には期待をしたいと思います。今年のブドウは、大変な不作であります。このようなときに、生産者の所得向上に役立つ役目を果たす6次化センターであってほしいと心から切望するものであります。

次、自然環境及び生物に関する実態調査を行いましたので、報告をいたします。

日時、令和3年7月21日13時10分から16時まで。

場所、第1委員会室と市内現地調査。

出席者9人、総務産業常任委員会6人、水資源対策室2人、議会事務局1人。

調査の要旨、令和2年度組織機構改革により、水資源対策室において自然環境・地理的環境分野への対応を促進するための事務が追加された。議会からもかねてより指摘、要望していた分野であります。現状と取組について、現地調査を行いました。

#### （5）主な内容。

①うきはテロワール生物多様性調査について。市内に生息する動植物の現況を把握し、今後の生物多様性に配慮したまちづくりや、多岐にわたる施策につなげていくための基礎調査を実施する。また、地域の環境リーダーの育成や住民参加型の体験イベントを通して、「人と自然が共生するまちづくり」を目指していく。3年かけて、次のとおり調査を実施する。

1年目、令和3年度でございます。うきは市を対象に国や県、大学及びNPO等各種団体が過去から現在に実施した市内の動植物の調査情報を収集し、整理するとともに、動植物の現況把握を目的とした調査計画案の作成とモニタリングの指標種候補の選定を行う。業務委託先として、株式会社地域環境計画九州支社。

2年目、令和4年度。市内の生物多様性の現状や特性を把握するため、市内6か所での現況調査を実施し、調査結果をリスト化するとともに、生物多様性に関する課題を整理する。またモニタリングの指標種を選定するとともに、環境リーダーの育成計画とモニタリング調査の計画立案を図る。また、うきは市の生物多様性の魅力や、市内に生息する動植物を紹介する啓発資料を作成する。

3年目、令和5年度。地域の環境リーダーを育成し、環境リーダー主体のモニタリング体制を構築するとともに、住民参加型の体験型イベントを実施する。地域住民への自然に関わるサービスを提供していくことで、持続可能な地域づくりを担う市民を育成していく。

②現地調査。市内4か所の現地調査を実施しました。調査箇所及び実態については、資料をつけておりますので、後でお目通しをしていただきたいと思います。

主な質疑及び意見、これも後で読んでいただきたいと思います。

#### (6) 所見。

今回は、水中生物調査を市内河川4か所で行った。調査方法は水面上からの目視であり、水中の詳しい調査には至らなかったため、どのような生物が生息しているのかは、はっきりつかめなかった。しかし、場所によっては、魚名は分からないが、小魚が数匹泳いでいるのが確認できました。移動途中の水田の中には、ジャンボタニシが大量に繁殖していて、おたまじゃくしも見当たりませんでした。

個人的なあれですが、私は、小・中学生の頃、五、六年間、夏休みは毎日のように水中眼鏡をつけて川に潜っておりました。その頃は、魚やほかの生物も多くの種類と数がおりましたが、今はないようで、自然環境の変化については非常に残念な思いを抱いております。

今年度から3年かけて市で調査をする計画であり、絶滅している生物もあると思いますが、生き残っている生物を保護し、数を増やし、後世に残してもらいたいと思う。SDGsにも関係した課題であるので、人と自然が共生するまちづくりの先駆けになるように取り組んでいただきたいと思います。

以上、総務産業常任委員会の閉会中の調査事項報告といたします。

○議長（中野 義信君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 調査報告ありがとうございました。少し分からないところがありますので、教えていただきたいと思います。

3ページの主な質疑及び意見の3番目の、株式会社イーストの回答で、令和2年度の規格外の有効利用については、仕入れが2,508キログラム、約288万円、販売は約321万円とありますが、これはイーストが農業者から2,508キログラム、288万円で買い上げて、イーストが商品化したもの、あるいは、製造農家の方が販売したものが321万円ということで、差引き33万円の利益が上がったというような理解でよろしいのでしょうか。お尋ねいたします。

○総務産業常任委員長（伊藤 善康君） 多分そうですね。仕入れて加工して販売したということで、それだけの利益が上がったということです。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で総務産業常任委員会の調査報告を終わります。

次に、厚生文教常任委員会の調査報告を求めます。8番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 湛陽君） それでは、委員会調査報告書。

令和3年第3回うきは市議会定例会において、閉会中の継続調査申出の所管事務調査を行ったので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、下記のとおり報告する。  
記。

1、うきはアリーナに関する調査。

1、調査期日、令和3年7月19日（月）。

2、調査場所、うきはアリーナ（うきは市立総合体育館）。

3、出席者、厚生文教常任委員会7名、生涯学習課長、スポーツ文化振興係長、うきはアリーナ支配人（コナミスポーツ）、議会事務局、計11名。

4、調査目的、うきは市立総合体育館「うきはアリーナ」は、市民の健康づくりやスポーツ振興の一助を担う施設として平成21年度に建設され、平成24年度より民間の技術的知識を導入しようと指定管理者制度へ移行し、現在に至っている。昨年度の補正予算において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金836万円を活用し、トレーニングマシンの入替え、機器の導入等を行い、コロナ禍の中でも市民の健康づくりが行えるような環境づくり並びに感染症

予防対策を実施しているとのことであり、その実態と取組について調査を行った。

5、調査結果、経過、令和2年3月2日から5月31日（91日間）、緊急事態宣言により休館。令和2年6月1日から令和2年6月30日、市独自の制限期間。

①令和3年1月からの開館状況。1月15日から3月1日時短営業、午後8時で閉館。緊急事態宣言2回目。3月2日から3月22日時短営業、午後9時で閉館。5月1日から5月11日時短営業、午後9時で閉館。5月12日から5月31日休館、緊急事態宣言3回目。6月1日から6月20日時短営業、午後8時で閉館。緊急事態宣言3回目の延長。上記以外の期間は、通常営業で運営。

②新型コロナウイルス感染症対策として実施している内容。施設関係、スペース及びソーシャルディスタンスの確保のため、機器の間隔を拡大。1台で2つの機能を持ったトレーニングマシンの入替え（旧マシン11台を6台にする）。このことにより、マシン間の間隔が広く取られ、飛沫防止等の対策も図られた。非接触の検温実施、受付にサーモグラフィーを設置。換気対策の強化、メインアリーナ（体育館）の四隅に100センチメートルのビックファンを配置。飛沫飛散の対応、透明かつ難燃性の飛沫防止パーティションを設置。有酸素マシンの機器間や飛沫飛散のリスクの高い場所にパーティションを取り付けた。カウンターにもパーティションを設置。

その他、指定管理者としての対応。館内スタッフのマスク着用及び出入口、カウンターに消毒液の設置。館内各所にマスク着用のポスターの掲示。出入口2か所、カウンター2か所に増設して混雑緩和。飲食エリアの制限、ロッカーの間引き利用。スタジオ・サウナ利用者の人数制限。営業終了後のオゾン発生器による除菌実施。メインアリーナ、多目的アリーナ、研修室の利用者については、検温結果を申告してもらう。

③利用の現状。利用者の現状については、令和元年度の利用者14万9,968名であったが、令和2年度においては、利用者7万8,923名となっており、新型コロナウイルス感染症の流行前の令和元年度と比較して、令和2年度は約5割減となっている。

④今後の対応。各競技業界が推奨しているガイドラインを遵守、基本的な感染対策の徹底と分散利用の呼びかけ、啓発を実施し、市民の利用者が安心して利用できる環境を目指す。

主な質疑ですけど、二、三だけ報告させていただきます。

トレーニングマシンを11台から6台に替えたが、利用者からの反応はどうだったのか。マイナスの声はほとんどなく、新しい機器になって、「やる気が出た」という感謝の声をいただいている。また、新しい機器に替えて時間もたっていないので、今後またいろんな声が聞けると思う。年間登録者は、市内外でおおむね半々である。月別登録者は3分の1が市内、3分の2が市外となっている。うきはアリーナは、健康づくりの場として位置づけたと思うが、うきはアリーナを利用したことによる成果を知ることはできるのか。トレーニングジムの中に体成分測定器があり、

測定した血圧、体重、体脂肪、筋肉量、基礎代謝量が記録される。例えば5年利用された方は、5年前の記録と直近の記録を比較することで、自分の成果や改善点などが把握できる。

以上、3点ほどですけど、あとは読んでいただければ結構かと思います。

6、所見。コロナ禍の中で、食事の偏りや運動不足、さらには人との関わりの減少等によって、心と体の健康を維持することが難しくなっている。こうした状況下において、うきはアリーナでの運動や健康づくりは、ますます必要不可欠な日常生活の1つであり、市民の健康づくりの場としての役割がより一層求められるものになってくるだろうと感じた。もっともっと、うきはアリーナの魅力を市民にアピールして、利用者の拡大を図ってもらうとともに、市民がいつでも安心して利用できる環境づくりをより一層進めてもらいたい。

以上、厚生文教常任委員会からの報告とします。

○議長（中野 義信君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。11番、伊藤議員。

○議員（11番 伊藤 善康君） この前、こんな質問を市民から受けたんですが、緊急事態宣言下、図書館とか、そういった施設は閉館して利用ができないのに、何でうきはアリーナは開けるとのかという質問でした。それで私は、図書館は市の公共施設と。うきはアリーナは指定管理者に任せて利益を上げないかん施設ということで、その利益の補償というか補填というか、その辺りが市ではできないので、多分営業させるとじゃろうと。この回答は間違うとったですかね。そこんにきをお願いします。

○議長（中野 義信君） 佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 湛陽君） 市立総合体育館うきはアリーナ、あの中にですね、管理運営業務に関する基本協定書並びにうきは市立総合体育館うきはアリーナ指定管理に関する仕様書ということで、そこにうたわれてるとですよ。だから、今、伊藤議員がおっしゃったように、そげんだろーと思います。これから、見てから、この仕様書やら指定管理者の——状況を見た感じでは、私はそげんだと思います。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で厚生文教常任委員会の調査報告を終わります。

---

## 日程第7. 決算特別委員会の設置について

○議長（中野 義信君） 日程第7、決算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。令和2年度うきは市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに地方公営企業会計決算の審査を行うため、議員全員による決算特別委員会を設置したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議員全員による決算特別委員会を設置することに決しました。

お諮りします。決算特別委員会の委員長及び副委員長の選出については、議長の指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議長の指名推選で行うことに決定しました。

決算特別委員会の委員長に13番、佐藤裕宣議員、副委員長に11番、伊藤善康議員を指名して決定します。

---

#### 日程第8. 決算特別委員会への議案審査付託

○議長（中野 義信君） 日程第8、決算特別委員会への議案審査付託を議題とします。

お諮りします。議案第52号令和2年度うきは市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第57号令和2年度うきは市下水道事業会計決算の認定についてまでの6件を決算特別委員会へ審査付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号から議案第57号までの6件を決算特別委員会へ審査付託することに決定しました。

---

#### 日程第9. 報告第4号

○議長（中野 義信君） 日程第9、報告第4号令和2年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 皆さん、おはようございます。企画財政課、山崎でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。議案書の1ページを御覧ください。

報告第4号令和2年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について。

事前に配付しております令和2年度財政健全化判断比率算定資料、こちらと併せて説明をさせていただきます。

財政健全化判断比率は、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための財政指標となるものでございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により、地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに健全化判断比率並びにその算定の基礎となる書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し公表しなければならないと定められております。

続きまして、議案書2ページのほうを御覧いただきたいと思っております。

指標は4つの指標からなっております。比率のいずれかが基準以上である場合には、財政健全化計画を議会の議決を経て策定し、国・県への報告が必要になります。また、将来負担比率を除く3つの比率には財政再生基準が定められておまして、比率のいずれかが基準以上である場合には、財政健全化計画と同様に財政再生計画の策定が必要になってまいります。さらに、こちらのほうは総務大臣の許可を得なければ地方債の発行ができなくなるなど、そういった制約が課せられることとなります。

それでは、資料のほうを使いまして説明をさせていただきます。

1ページ、まず、実質赤字比率でございます。これは算式のとおり、標準財政規模に対する一般会計等の実質収支における赤字額の比率になります。

分母になります標準財政規模とは、標準税収入額等と普通交付税額、臨時財政対策債発行可能額の合計額87億8,062万7,000円になります。一方、分子となります一般会計等の実質赤字額は、本市の場合、一般会計と自動車学校特別会計を合わせたものになり、実質収支の合計額は6億9,046万5,000円の黒字になっているところでございます。この実質赤字比率については、赤字額が生じなければ当該比率も生じないこととなりますので、本市の実質赤字比率の欄は、議案書2ページのとおり、横棒ハイフン表記になっております。

なお、実質赤字比率における早期健全化基準は、市町村の財政規模に応じて定められておまして、1ページのほうに算式がございますが、13.56%。また、財政再生基準については、市町村は20%になっているところでございます。

次に、連結実質赤字比率でございます。資料のほうは2ページとなります。

連結実質赤字比率は、標準財政規模に対する、今度は公営企業会計を含めた全会計を対象として実質赤字比率を求めることとなります。本市の場合、一般会計等から簡易水道事業会計までの実質収支及び資金剰余額の合計額は10億3,272万4,000円の黒字となっております。そのため、議案書2ページのとおり、実質赤字比率と同様に、連結実質赤字比率の欄はハイフン表記になっております。

なお、連結実質赤字比率における早期健全化基準は、上の実質赤字比率の早期健全化基準に5%を加算した18.56%、財政再生基準は、実質赤字比率の財政基準に10%を加算した、

市町村は30%というふうになっております。

次に、実質公債費比率でございます。資料は3ページを御覧ください。

これは、標準財政規模に対する一般会計等が負担します地方債の元利償還金等の比率でありまして、普通交付税算定に用いる基準財政需要額に算入される元利償還金等は、比率の算定から除外されることとなります。

3ページの計算式にありますけれども、1から15の数値については、次の4ページのほうに詳細は記載しております。実質公債費比率の状況の一覧表の該当する項目から年度別に数値を当てはめて算出して、3か年の平均値でもって算出するものでございます。4ページの中段の右側のほうにお示ししているように、今年度に限ると6.52となっておりますけれども、これを3年間で平均した9.1、これが本市の令和2年度実質公債費比率となります。なお、実質公債費比率における早期健全化基準は、議案書2ページにありますとおり25%、財政再生基準は35%となっております。

次に、将来負担比率でございます。資料のほうは5ページを御覧ください。

これは、標準財政規模に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の比率のことでありまして、実質公債費比率の算定と同様に、基準財政需要額に算入される分や将来負担額に充当可能な特定財源相当額等については、比率の算定から除外されるものでございます。

将来負担額については、資料の5ページから6ページにかけて記載がありますイからチまでの合計額でありまして、これから7ページに記載があります充当可能基金額、特定財源見込額、地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額を差し引いた額が分子の額になっております。

7ページ一番下の算式のとおり、本市の場合、充当可能財源が将来負担額を上回り、16億6,073万9,000円のマイナスになっております。これにより将来負担比率は生じないことになりまして、議案書2ページのとおり、本市の将来負担比率はハイフン表記になっております。

なお、将来負担比率における早期健全化基準は、市町村については350%、財政再生基準については設けられておりません。

以上のことから、本市の健全化判断比率の状況につきましては、4つの指標とも早期健全化基準を超えることはなく、現時点では健全な財政運営が行われているところでございます。

続きまして、議案書3ページを御覧ください。

令和2年度の公営企業会計に係る資金不足比率について説明をさせていただきます。

資金不足比率とは、公営企業における資金不足額の事業規模に対する比率のことで、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定により、健全化判断比率と同様に監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し公表しなければならないと定められているところでございます。令和2年度から公営企業会計に移行したため、算定方法が変更になっております。

まず、下水道事業会計から説明します。(1)には流動負債、これは1年以内償還期限の到来する債務が該当しますが、から控除企業債等を控除した額7,158万5,000円が計上されます。

算入地方債は、建設改良事業以外に充てた地方債3,908万6,000円が計上をされます。

次の(3)については、流動資産——現金等になりますけども、から控除財源等を控除したもので2億1,704万8,000円が計上されます。

解消可能資金不足額(4)は該当がないため、ゼロになります。

次の資金不足額・剰余額(5)の欄は、計算式のとおりで算出をします。資金不足になる場合は正の数で、剰余金が出る場合は負の数字で表すことになり、下水道事業会計はマイナス、つまり1億637万7,000円の剰余額が計上されております。

事業の規模(6)の欄には、営業収益に相当する収入額から、受託工事収益に相当する収入額を控除した額が計上され、下水道事業会計では、使用料収入等の4億3,458万7,000円が計上されます。

そして、一番右の資金不足比率の欄は、式が示すように、(5)の資金不足額を(6)の事業規模で割って算出するわけですが、資金不足は発生していないため、同比率についてもハイフン表記になっているところがございます。なお、早期健全化基準に相当するものとして、公営企業会計に係る資金不足比率については、経営健全化基準20%が定められております。

簡易水道事業会計についても同様の計算式で計算しまして、資金不足が発生しておりませんので、同比率についてもハイフン表記になっているところがございます。

以上のとおり、公営企業に係る資金不足比率についても、現時点においては比較的健全な状態であると判断されるところでございます。

なお、監査委員の意見につきましては、別冊の財政健全化審査意見書及び公営企業会計経営健全化審査意見書に記載のとおりでございます。

長くなりましたが、以上で説明を終わります。

○議長(中野 義信君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、竹永議員。

○議員(4番 竹永 茂美君) こちらのほうの、令和2年度財政健全化判断比率算定資料のほうの——失礼しました、もう一つのほうの資料ですが、この中で3ページ、報告第4号の3ページで、公営企業会計に係る資金不足比率で令和2年度ということ、下水道事業会計と簡易水道事業会計がありまして、資金不足はマイナスで、いわゆる剰余金が上がってるんだということでしたけれども、この2つについても一般会計からの繰入金があると思いますが、この一般会計からの繰入金がなかったら、実質資金不足というふうになるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 今の御質問ですが、一応計算のほうはしておりませんが、この比率が、総務省が定めた分を出している分でございますので、これに沿っていけば、資金不足についてはないという計算になります。この事業会計のほうは、特になかなか黒字化が難しい企業というのが実質あるということで、国のほうもそこら辺は考慮して、こういった計算式を定められていると聞いております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） ちょっともう、今、お尋ねするのはどうかと思うんですけど、素朴なところでお尋ねさせていただきます。

結果は毎年、こういう結果になっております。でも、想像するに相当ややこしい専門的な試算になってくるといふふうに思うんですけど、これはまず1つお聞きしたいのは、これは国のほうから、このパッケージ、この計算がシステムでできるという方式なのか。それと、手でやっているということはないと思うんですけど、それはまず確認の意味で教えてください。

もう一つお尋ねしておきたいのは、こういう数値が——資料も出ますが、これを解説するというのは、とても私たちに容易にできることじゃありません。ただ、結論で基準内ということで、実際うきは市は健全ですよという結果になりますよね。ただ、この計算の結果、ちょっと危ないなという、そういう領域に入っているのか、入りつつあるのか、そういう表現をこっちでしていただかないと、ただ、関係ありません、健全ですよという言葉だけが、どうしてもそれで終わってしまうということになりますので、その辺の今後の財政の1つの指標として、こういう危機が迫っているんだぞということについても、課長の報告、監査委員の報告でもきちんと上げていかないと、本当形だけの議案になってしまっているのが正直なところでありますので、1つその辺を御答弁いただきたいと思います。今後のことがあります。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 今、江藤議員のほうから2点、御質問をいただきました。

まず1点目の分ですけども、一応計算式は示されますけども、実態は手計算で計算をしております。だから、結構大変でございます。

それと、比率の状況が分かるようにということでございます。これについては、議案書2ページにあります真ん中のほうに早期健全化基準と、その右に財政再生基準とありますけども、これが指標です。分かりやすく言うと、早期健全化基準は、サッカーで言うイエローカードに相当します。そして、財政再生基準がレッドカードで、今、これは令和元年度の資料になりますけども、全国的にもこのレッドカードまで行っているのは1団体だけでございます。実質赤字比率とか連結実質赤字比率については、令和元年度は該当する市町村はなかったようでございます。という

ことで、これが1つの警告になるということで、従来の財政再建法は、いきなりレッドカードになって、市町村の対応が非常に厳しいということで、その前にこのレッドカードの早期健全化基準を設けて——失礼しました、イエローカードを設けて分かりやすくしてきたということでございます。

なかなかこの資料も数字がいろいろ入って、なかなか見にくいかと思いますので、ちょっと来年度は少しほかの市町村の分も検討して、なるべく皆さんに分かりやすいように検討をしたいと思っております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 1点だけ。私も関連なんですけど、どうしても特別会計とか公営企業会計というのは、一般会計からの繰入金、うきは市の場合は11億前後だろうと思えます。下水道に関しては7億円ぐらい繰入れしなければ、事業が成り立たないと。その繰入金をなくしたら、この計算というのはごろっと変わるんやなかろうかと思っております。連結実質赤字比率にしても、最後の公営企業会計に係る資金不足比率にしても、計算が出てくるんやなかろうかという思いであるんですけど、当然繰入金なしには事業はできないというのは承知しているところでございますが、そういったのを減らすような計画やらというのがあるのかだけ、教えていただきたいと思えます。減らしていこうとするような計画みたいなのがあるのか、教えていただきたいと思えます。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 今、組坂議員からの御質問でございます。これについては、予算査定の際にも、極力繰入れが少なく済むようにお願いをしているところでございます。

それから、令和2年度から公営企業会計も始まりまして、ある程度、経営の分が少しずつ分かってきておりますので、そこら付近で公営企業会計の中で努力をしていただきたいと考えております。特に計画までとはつくっておりませんが、今後そういうふうな努めていきたいと考えております。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 将来的に考えますと、多分うきはが今、年間の一般でも160億円ぐらいの事業で展開されているんですけど、将来的なルネッサンス計画によると、人口も減ってくる。そういった中で、こういった繰入金はキープしているんやなかろうかと。あるいは、それは上向き、右向きになっているんやなかろうかと、ちょっと確実には見てないんですけど、人口は減ってきて予算が減ってきて、その中で繰入金も減らんなら、いかんとやなかろうか。そのための政策は何なのかちゅうたら、最終的には、下水道やらやったら料金設定やらにもつながっていくんだろうと思えますけど、そういったのを具体的にやっぱり今後どうなのかというのを

ルネッサンスと合わせたところで、ある程度、具体的に検討していく時期に来ているのではなからうかと思しますので、今後そういったのも合わせたところで御検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 今、組坂議員からの御意見等については十分賜りまして、また内部でも十分検討していきたいと考えております。

○議長（中野 義信君） 6番、鏈水議員。

○議員（6番 鏈水 英一君） ちょっと教えていただきたいと思ひます。

この1ページの実質赤字比率のところですがね、本年度は住宅新築資金がもう終わっております。そこで、都道府県に、この実質収支比率は5%以上となっております。各自治体は20%ですが、福岡県の実態が分かれば教えていただきたいのと。

次の2ページの財政再生基準ですか、これ、30以上ですけど、これ、福岡県では、都道府県では何パーセントになってますかね。その点、分かればお願ひいたします。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 都道府県のほう、手持ち資料があれですけども、早期健全化基準が、実質赤字の分、全部ですか。実質赤字比率が都道府県は3.75%、市町村は11.25%から15%の間で、これ、計算式で求めるようになります。

レッドカードの財政再生基準のほうは、県のほうが5%と、市区町村は20%。ついでに連結実質赤字比率が、都道府県が8.75%、市区町村が16.25%から20%の間になります。財政再生基準が、都道府県が——すみません、都は入らないです、県が15%と市区町村が30%というふうになっております。実質公債費比率は25と35は、これ、共通のようでございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） それでは、ここで休憩をさせていただきます。10時35分より再開します。

午前10時25分休憩

.....  
午前10時35分再開

○議長（中野 義信君） それでは、再開いたします。

今、報告第4号でございましたけれども、一応第4号につきましては、これで質疑を終わるといふことよろしいですかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 以上で報告第4号の報告を終わります。

保健課長が急用で席を外しておりますので、お知らせしておきます。

---

### 日程第10. 報告第5号

○議長（中野 義信君） それでは日程第10、報告第5号うきはの里株式会社の経営状況についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） それでは、議案書4ページとなります。朗読は省略させていただきます。

うきはの里株式会社の経営状況につきましては、事前にお配りしております令和3年6月28日開催のうきはの里株式会社第23期定時株主総会の議案書抜粋版に基づきまして、経営状況につきまして御報告させていただきます。内容につきましては、経営状況の要点のみの説明とさせていただきます。

第23期定時株主総会議案書の3ページをお開きください。

今回、御報告いたします第23期は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までが対象期間となります。

事業の概要です。今年度は、道の駅うきは開駅20周年の節目を迎えましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に対する緊急事態宣言など、4月は売上げが大きく減少いたしました。徹底した感染拡大防止対策を講じて、お客様と生産者との信頼関係を維持できたことが、九州・山口道の駅ランキングで5年連続第1位につながったと考えておるところでございます。そして、コロナ禍の中でも生産者と一体となった販売強化に努めた結果、1人当たりの購入単価も高くなり、前年度以上の売上げを達成することができました。

次に、実績推移でございます。

総売上金額ですが10億7,150万円で、前年度比106%となっております。

次の行の売上総利益は2億978万円です。これは、総売上金額から仕入れなどに係る売上原価を差し引いたものとなっております。

販売費及び一般管理費は1億8,168万2,000円で、この経費を上欄の売上総利益から差し引きますと、下欄の営業利益2,809万7,000円で、前年比122%となります。

次に、預金利息などの営業外収益を加えて、その次の営業外費用を差し引きますと、経常利益が3,230万9,000円となります。そして、特別損失287万3,000円を差し引きますと、当期利益2,960万1,000円、前年比146%となります。特別損失は、バックヤード冷蔵庫を現物寄附として101万円でございます。

その下の欄は、利用者の延べ人数56万9,116人で、前年度比91%です。

続きまして、4ページをお願いいたします。

株式の状況ですが、一株が5万円でございます。この5万円の価格について、前年度と変更はございません。

次に、5ページをお願いいたします。

役員会などの実施状況ですが、取締役会や株主総会などの開催状況を記載しております。

次に、6ページをお願いいたします。

従業員の調書ですが、前年と変わらずの33名となっております。

次に、7ページをお願いいたします。

令和2年度の事業の実施状況を記載させていただいております。主なものは、先ほどの3ページのところで御説明させていただきましたが、徹底した新型コロナウイルス感染症拡大防止や、出荷組合との協力体制の強化、道の駅東側の用地を購入した駐車場の拡張の取組、販路拡大の取組、経営診断報告による組織体制の強化等に努めたところでございます。

続きまして、8ページからの決算報告を御覧ください。

9ページの貸借対照表ですが、令和3年3月31日現在の財務状況を表すものです。

まず左側、大枠の資産の部でございます。流動資産として全体で2億3,998万6,555円です。内訳はその下に記載しておりますが、現金及び預金、売掛金などがございます。

次に、左の表の中ほどの固定資産として1億7,001万4,799円です。内訳は什器備品、建設仮勘定、基金拠出金などです。建設仮勘定は、東側に出荷者専用駐車場の拡張に伴う用地の確保のための仮勘定、用地費でございます。基金拠出金は、一般社団法人に認められた資金調達方法で、一般社団法人うきは観光みらいづくり公社に基金を設置しております。

一番下の欄になりますが、資産合計は4億1,078万3,748円となっております。

次に、表の右側、大枠の負債の部でございます。流動負債として全体で5,976万7,640円です。内訳は買掛金、未払金などがございます。

次に、右表の中ほどの固定負債ですが、全体で6,242万9,086円で、駐車場用地購入に伴う借入金4,623万8,000円、役員退職慰労金として514万1,754円を引き当てております。負債合計は1億2,219万6,726円となっております。

次に、純資産の部でございます。右表の下のほうになりますが、内容は後ほど説明させていただきますが、純資産の部の繰越利益剰余金は5,558万7,022円で、前年度が3,857万9,392円ですので1,700万7,630円の増加となっております。負債と純資産合計を足したものは、資産合計と同じく4億1,078万3,748円となっております。

続きまして、10ページの損益計算書を御覧ください。

これは、1年間の収益と費用の状態を表す財務諸表となります。ここに記載しております数字は、3ページ目で御説明しました業務報告書の具体的な説明に当たるものでございます。

右側の金額欄で、総売上高は10億7,150万743円で、この純売上高から売上原価の8億6,172万304円を引いたものが、売上総利益の2億978万439円となります。

次に、左側の中ほどの販売費及び一般管理費1億8,168万2,978円です。表の一番最下段は当期純利益1,900万7,630円となっております。昨年度が1,400万6,972円ですので500万658円の増加となっております。

次に、11ページの販売費及び一般管理費ですが、総額1億8,168万2,978円で、主なものとして、新規職員2名を採用したこと、感染症拡大対策で消耗品や備品費が増加したこと、クレジット手数料が増加していることが特徴として上げられます。

続きまして、12ページの株主資本等変動計算書を御覧ください。

先ほどの貸借対照表の純資産の部における変動額のうち、主として株主資本の各項目の変動事由を把握するために作成されるものでございます。これは会社法に基づき作成される財務諸表となっております。

まず、当期末の残高ということで、表の一番下の欄でございますが、左側から資本金が1億円、前年度と同額となっております。

その右側の利益準備金は2,500万円、これは商法の規定によって、資本金の4分の1を積み立てていかなければならないとなっているものでございます。

表の真ん中ほどに当期純利益1,900万7,630円という記載がございますが、これが先ほど説明しました10ページの損益計算書の当期純利益額でございます。

株主配当金として200万円を出しており、200万円の減額としていただいております。

整理しますと、表の中ほどの繰越利益剰余金の欄を御覧いただくと、当期純利益1,900万7,630円から配当金200万円を差し引いて、残った1,700万7,630円に当期首残高3,857万9,392円を加えたものが、当期末残高5,558万7,022円となるものです。これが繰越利益剰余金となりまして、9ページの貸借対照表の右下の下から1段目の繰越利益剰余金となるものでございます。

次に、13ページの個別注記表を御覧ください。

会社の会計方法について記載しておるものですが、14ページ下から3行目に、昨年の定時株主総会において、1株当たりの配当金が2%、1,000円と決定したことが記載されております。

次に、15ページをお開きください。

令和3年6月17日に行われました監査の結果が記載されております。

次に、17ページをお開きください。

第1号議案としまして、配当金を2%、1,000円とすることが議案として提案され、決定されております。

ここまでが令和2年度の経営状況の報告となります。

なお、19ページ目以降は令和3年度の事業計画となっておりますが、こちらにつきましては、説明は省略させていただきます。

以上をもちまして、地方自治法第243条の3第2項に定められております経営状況の報告を終わらせていただきます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。

9ページの対照表の中で、負債の部で固定負債の長期借入金が、駐車場購入費のために4,623万8,000円借り入れたということですが、左側の資産の部の下から4、基金拠出金1,000万円あるとするならば、現在はお金を借りても利子は安いとは思いますが、そういう基金とか、あるいはそもそも持ってあります積立金から、そういう駐車場購入の借入金をしなくてもよかったんじゃないかなと思いますが、その点について、なぜ借入金をしたほうが有利という判断でされたのか、お尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 会社として運営していく場合に、どうしても手持ち資金が要りますので、手持ち資金は確保しながら、借りられるものは借りて、負担のない限り借りています。例えば、手持ち資金を全部使ってしまったら、次の運転資金がまた足りなくなりますので、基本的には会社を運営する上で、ある程度の負債を抱えながら順調に動かすのが、運転資金としてやっている今回のケースでございます。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） それでは、ちなみに利子は何パーセントで何年間の借用という、借入れということなのか、お願いいたします。

○議長（中野 義信君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 詳しい点は、こちらでは把握しておりませんが、メインバンクの筑後銀行にお借りしておるところでございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。11番、伊藤議員。

○議員（11番 伊藤 善康君） 7ページ、一番上ですね。徹底した新型コロナウイルス感染症

拡大防止対策を行ったとありますが、たまさか私、昨日やったか、おとついやったか、平日でありましたが、道の駅へ行ったとですよ。そしたら、確かにアルコール消毒液とか置いてありました。しかし、その容器がかなり古なつちよとですよ。手あかのついたような容器でやっております。そして、やっぱり手で押さえるやつと。今、アルコール消毒器も足で踏むとか自動とか、いろいろあります。

それとですよ、かなり平日であるのに密ですかね。びっしりは詰まってませんが、大体6割から7割ぐらいの感じかな。ぎゅうぎゅう詰めじゃなかったですけど。そいけん、入場制限とか、そういうことは徹底したコロナ対策になろうち思いますが、やってないということですよ。それと、体温検査も徹底しておるのか、入場者の。至るところから来ます。従業員にうつされたらもう、道の駅開けれんですよ。その辺をお願いします。

○議長（中野 義信君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 1年前、令和2年度のお話をさせていただくと、令和2年度は感染が拡大しよるということで、市の職員も入り口に立って、従業員が足りないということで応援に行ったりはしておりました。今現在の伊藤議員の御指摘だと思いますが、消毒の容器が古いということにつきましては、今後、会社とも話して、交換なりをさせていただきたいと思いますが、今、自動のやつ、手をかざせば出るやつは置いております。検温器も自動の検温器を置いているところがございます。それと、入り口と出口で、出口から入らないように、今現在は入り口は入り口、出口は出口できちんと表示をしながら、人の流れを、混雑が起こらないような方策もしておるところでございます。

それと、平日で7割の密になった状況だったのではないかということなんですが、これにつきましては、中の当番の従業員もおりますが、事務室と連絡を取りながら、密になった場合は入場制限の指示が出て、密にならないように、入場制限の手配をする手はずになっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 11番、伊藤議員。

○議員（11番 伊藤 善康君） 密にならないようにというのは、看板上げとるですかね、どうか。私を感じたのは、ある場所は空間があるとですよ。人気商品のところはびしっところ、缶詰状態というかな。七、八人の人がばしっところ、ぎゅうぎゅう詰めになったりもしてます。それで、店舗じゃけん、入場制限でテーブルについて食事とかならできるばってん、完全に、何ですか、距離を取ってのあれができるばってん、なかなか難しいとやないですか。そいけん、完全なという言葉は使わんとってください。完全といたら、つい立て立ててから、人間をそこにしか入れられんということでしょうが。そいけん、今後なるべく私も出らんほうがいいち思うとるき

ですね、出たらあそこは閉めないかんち思うとります。そうすると、やっぱり生産者辺りが大変困りますので、徹底した感染対策をお願いします。

○議長（中野 義信君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） フルーツがどうしても人気のあるコーナーで、入って野菜からフルーツ、加工品とか訳あり商品とかに大体人の流れが決まるんですけども、確かにフルーツのところで混雑した場合に入場制限をかけるようにはしておるんですが、その辺の徹底がなされてないんでしたら、会社とも協議しながら、徹底した対策をしたいと思っております。

また、密にならないようにとか、入場制限をしていますとか、お買物は短時間で、少人数でお願いしますという広告とか、啓発は現在も続けておるところでございます。徹底した感染防止対策について、努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中野 義信君） 11番、伊藤議員。

○議員（11番 伊藤 善康君） これ、今言うのと忘れとったけん、レジのところですね。レジも結構並んどるとですよ。これ、平日ですよ。土日辺りで天気のよか日なら、私が行ったときはたまさか雨降りやったとばってんか。まだ多くなると思います。それで、レジも距離を保つような仕組みと、あれは台数は増やされんですか。自動レジが今いっぱいあるですね、どこでも。ああいうのを導入するとか、その辺りまでお願いします。

○議長（中野 義信君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） お買物の精算をするのに現金とかスマホ決済とか、いろんなカード決済とかいろいろありますですけども、台数を増やすときは、夏場とかが中の5つのレジから外にも出したりとかしておりますが、今年はまだそこまでは行ってないようには感じておるところでございますが。自動レジにつきましては、道の駅としても早急に対応したいということで、セミセルフレジについて、システム改修も含めて、今年度から検討しているところでございます。あと、レジで並ぶ距離につきましても、会社と相談しながら、いい方法を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 伊藤議員、3回終わりましたですね。

先ほど竹永議員がちょっと言われました、借入金の利息の関係は報告してください、後で。

ほかにありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 1点なんですけど、この道の駅うきはって、うきは市が筆頭株主でされてるんですけど、これって将来的に生産者組合で経営するとか、そげなん動きやらちどうなのか。ずっと終わるまで、うきは市が関わっていくものなのか。言いたいのは、売上げが上がれ

ば配当金やら入ってきますけど、じゃなくて、地域の生産者組合で経営して、その人たちが所得を上げたほうがよかっちゃなかろうかという、僕は会社つくったことがありませんので、そういったシステムは分かりませんが、そういったふうにしたほうが、1人でも多くの方が裕福になるんやなかろうかって思うんですが、そういった考え等がないのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 現在、道の駅うきはは市の施設ですので、指定管理制度ということで、民間活力を利用して運営させておりますので、組坂議員がおっしゃる生産者組合なのか、うきはの里株式会社も一種の市からの指定管理を受けた生産者と連携した団体となっているところでございます。ただし、施設がどうしても市の施設ですので、その減価償却とか、いろんなことを考えていくと、なかなか16%の手数料だけで乗り切っていけるのか。生産者がこれから縮小するのかどうか、いろいろ検討しなければならない点もございまして、経営診断報告とかもありますので、改善すべき点がございましたら、会社と協議しながら改善を検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） ということは、もう、なくなるまでは市が関わるということで考えてよろしいんですかね。今、考えているのが、いつも課長がおっしゃられる5年連続九州じゃらん何位、1位で、これだけ盛り上がっているんですよという健全なときに、そっちのほうに移行しとったほうが、どんどん今度は赤字で、多分心配しているのは、生産者の出荷する数が減ってきているという話を聞きますから、作っている人たちが高齢化になってから、出す人が減ってきていると。そうすると、商品が減ったなら、お客さんは来んことになりますからですね、将来的には。そういった人たちを救うための手だてというのを考えると、そのために若い者が、ああ、もうかるばい、どんどん出そうやというようなので農業を盛り上げていかなら、確かに5年連続九州じゃらん1位という反面、出荷者の数はどんどん年々減ってきているという話を聞きますから、そういった対策というのは今のうちに考えるべきことかなと。会社を全部移管せれという話じゃないんですけどですね。そういった農業者の所得向上というのは、うきは市の基幹産業農業でございまして、考えていく必要があるんやなかろうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員の御指摘のもと民間活力というか、特に若い人の英知を集めて、

もっともっと活性化すべきだという、その御指摘は本当にそのとおりだと思います。

ただ、この問題については制度論の問題があって、御存じのように、平成5年にこの道の駅の登録制度がスタートしました。当時、建設省、今でいう国土交通省が所管でありまして、私どもの道の駅うきはは、道の駅に登録させていただいています。その登録要件が、道路管理者が行う。ここで交通事故がないように休憩施設をと、せっかく休憩するのなら、そこで自治体が絡んだところの地域振興施設ということで、結局道の駅によっては100%自治体が行っているところもありますが、大半が第三セクターということでもあります。ここから自治体が抜けてしまいますと、多分道の駅の登録要件に合致しませんので、道の駅から外して別な直販、耳納の里のような対応を取らなくてはならないと、こういう制度論もあることも、ぜひ御理解をいただきたいと思えます。

○議長（中野 義信君） 7番、熊懷議員。

○議員（7番 熊懷 和明君） 市長にお伺いします。

私、ちょっと変な質問になるかもしれませんが、道の駅、10億円超すように頑張れと言ってきました。その中で最近感じるのが、昔は校区ごとにAコープとか店舗がありました。小さい店舗もいろいろありまして、今、サンピットとイズミですかね、大きい店舗。それと小売店が、道の駅がどんどん栄えていったら、こちらは今、コロナの状況もありますけど、こちらのほうが少し困ってくるのかなという、私、ちょっとそういう考えを持ったものですから、失礼ですけど質問させてもらいますけど。

千足の中にもスーパーしていた人が、柿など時期に売っております。それはいいことですが、だから、何といいますか、道の駅が栄えるのは大変いいことですが、小売店、スーパーなどとみっちしないような販売といいますか、あまり加工品とか野菜など力入れていってもらったら、小売店が困るのかなと、そういうちょっと変な考えかもしれませんが、今後、私ももう、10年したら80。道の駅まで買物行くにもおっくうになります。だから、地域にスーパーとか小売店は欲しいと思っておりますので、市長にそこをどう考えていこうと思っているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） おかげさまで道の駅うきはも20年が過ぎたわけではありますが、当初から民業圧迫にならないようにということで、当時、浮羽町時代からそういう議論をして、今日まで来ております。これは今後もしっかり見据えなくてはならないというものであります。

それから、先ほど組坂議員の御質問にお答えしたように、道の駅の登録要件が地域振興の要件ですから、純粋な民業と違う地域振興、観光振興、そういうところに力点を置いた店舗経営というのをしっかり目指していくように、私としてもしっかり注視していきたいと、このように思っ

ています。

○議長（中野 義信君） 7番、熊懷議員。

○議員（7番 熊懷 和明君） 人口減少もあるし、生産者、出荷者も大分減ってきていると、組坂議員と一緒に私も聞いております。だから、そのためには手取り単価を上げてもらいたいと思いますけど、あまりそこでしたら、ほかの商店が困るということでなかなか難しいと思います。いろいろありますけど、そのところ、1つ市長に投げかけたところで、受け止めていただいて、市内の業者とみっちしないようなやり方をお願いしたいと、要望をお願いしたいと思います。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほども答弁させていただきましたように、民業圧迫にならないような経営を目指していくように、私としてもしっかり注視していきたいと思います。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 簡潔に行きたいと思います。これは20ページ以降の説明ありませんでしたけども、今後の事業方針の中で、2点だけお願いというか、検討のお願いです。

この一番冒頭の20ページの当初にありますとおり、念願の2期連続売上げ10億円を達したと。これは非常に——民業圧迫の話もありますけど、これはもう、喜ばしいと思うんですが、この間の4連休とか、最近のコロナ禍でありながらも、あれだけ多数の来客、入り込みがありながら——まずこれは副市長に聞きたいと思うんですけど、10億円という数字が、本当にあれだけ集客しながら、数字というのが、この10億円というのが大きな壁を打破したということですが、その辺の感覚的な経営論から、まず1点はお尋ねしたいと思います。

もう一点は、市長がおっしゃるとおりに道の駅の要件としては、やっぱり長距離を走ったり、交通の休憩という意味合いを持った道の駅ということでございまして、それは承知をします。そうしながら、やっぱり販売が主体となっておりますよね。それで、あそこで皆さんが非常に感心するのは、裏の、何というんですかね。ウッドデッキといいますか、すばらしい景観ですよ。あの夏の今年の暑いときにも、ちょっと孫連れて行きました。見ますと、皆さんはもう、涼みたい、景観を大事にしたい。けども、裏のほうはテーブルをそのまま積み上げたような状況で、あそこをしっかりと生かして、休憩の場でスイーツとかうきはの売るべきものを、あそこに日陰をつくってでも、春から夏まで、その辺は調和を取りながら、それはぜひやらないと、やっぱりあれだけ混雑して、あそこで休もうち、休む場がない。その辺を、この2点について、まずは1番目は副市長に、あとはどなたでも結構ですが、そういう検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（中野 義信君） 副市長。

○副市長（重松 邦英君） ありがとうございます。今、2点御提案と見解を問われるような御質

間をいただきました。

1点目の10億円ですね。10億円なのか8億円なのか、数字は別としまして、1つの会社でありますので、会社の中でこれまでの経緯を見ながら目標を立てて、その達成具合というものについて評価をされております。その点について目標を達成したということで、会社経営としては非常に目標達成ということで、喜ばしいことかなというふうに思っております。

また、会社がもうかることだけではなくて、やはり売上げが上がれば、先ほどの御質問にありましたように、そこに出荷していただいている市民の方の収入も上がります。さらに今、頑張っているのが、売上金額もさることながら、出荷者一人一人の単価の向上、同じものを売るにしても、いいブドウであれば高値で売れると、そういったことにも取り組んで、その辺の改善もなされております。なので、ここについては、10億円という数字がいいか悪いかでは、ちょっと置かせていただいて、地域の核となるような1つの会社の取組として、市としては非常に評価できることではないかなと思っております。ただ、難しいのは先ほどの民業圧迫の話もありますので、その辺は適宜バランスを取りながらやる必要はあると思っております。

2点目ですね、おっしゃるとおり、ウッドデッキからの眺めというのは非常によく、ここについては、これまでもかかしコンテストとか、あそこに来てゆっくりしていただいたり、例えば写真を撮って過ごしていただいたりというような取組はやってはきたところではございますけれども、議員から御指摘のあって、もっとゆっくり休むようなスペースをつくるとか、何かしら日陰をつくるような工夫をするとかいうところにつきましては、これまでできてないところもありますので、経営者の方と相談しながら、前向きに取り組んでいきたいなと感じたところです。

簡単ですが、以上で回答させていただきます。

○議長（中野 義信君） 12番、櫛川議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） 7ページですね。7ページの2）に生産者会との連携・協力体制を図ったということでございますが、今、2番、7番議員も申されておりました。今、道の駅に出荷者として登録されている人が全部で何件なのか。そして、実際1年間で出荷した人ですね、これが分かりましたら教えていただきたいと思えます。

それと、やはり道の駅20年経過したというところでございますけれども、それから見ると生産者も高齢化してるし、なかなか後継ぎがないという問題もございます。その中で、このまま生産者が確保できるのかというところが非常に心配をしております。やはり商品がなければ、売上げも上がりませんので、そういった意味で、この2）のコロナ禍で全ていろいろ計画してたけど中止になった。しかし、最後に「消費者の求める農産物作りに積極的に取り組みました」と。これをもう少し具体的に、どういう、上は全部コロナ禍で中止になったけど、農産物作りには積極的に取り組んだ。どういう積極的に取り組んだのか。

○議長（中野 義信君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 生産者の会の連携とか西見台出荷組合との連携の件で、出荷者は700人ほどおられるんですが、実際に出した人がどのくらいいるかというのは、現在では私は把握しておりませんので、またそれは——すみません、出荷者は、正確には729人です。実出荷者数が、ダブリというのか分かりませんが、891人になっているので、どういうことですかね。複数の品目とかあるので、ダブリを含めて891だそうです。

それと、生産者が少なくなりつつあるということで、道の駅としてもこのままではいけないということで、耳納の里とかと市役所の農林振興課とかと話しながら、道の駅とか耳納の里に出荷してくれる余裕のある生産者の方に相談はさせていただいておりますが、現実的には皆さん、安定した販路を設けたいということで、道の駅で行って、晴れた日は売れるかもしれないけど、雨の日は売れないとか、なかなかそういう難しい問題はありますので、その辺は市とも連携しながらやってまいりたいと思っております。

あとコロナで農産物をどうやって作っているのかというのは、これにつきましては、道の駅は生活を支えるスーパーのような機能がありますので、それに対して、安全・安心な減農薬なり有機なりミネラル栽培とか、そういう面で一生懸命それをPRしてきた、ブドウにつきましても、普通のブドウもありますし、ミネラル栽培もあります。そういう面を表現した言葉が、この一文になっているところでございます。

以上でございます。（「利率は分かったですか」と呼ぶ者あり）

先ほど竹永議員から、借入金ですが、10年で利息が年利の1.3%でございます。ただ、これにつきましても、早く償還する可能性もありますが、今の契約はそういうことでございます。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。6番、鍮水議員。

○議員（6番 鍮水 英一君） 9ページの建設仮勘定で、東側駐車場1億4,800万円か。長期借入れが4,600万円ということですが、21ページの第2号議案、これ、説明はございませんでしたが、駐車場拡張はございます。これで、先日私ちょっと行ってみたら、ホテルとの境に仮のロープが張っております。それで、この駐車場の面積、これ全てのものの面積に、範囲に当たるのか、ホテル部分との区分けをはっきりした面積が出ているのか、それをお伺いいたします。

それと23ページの、これは損益計画書の案ですが、例えば、上から行くと620、621、662、これの役員等報酬、管理部給与、事務員給与、これを役員等報酬に当たっては67.4、非常に下がっております。それと管理部給与、これは142%、これはかなり上がっております。それ2つと下の租税公課、これが324%、かなり上がっておりますが、この内訳が分かれば教

えていただきたいんですが、お願いいたします。

○議長（中野 義信君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） ホテルの境につきましては、今現在、ロープを張っているところは暗渠排水があるところ辺り、まだ正確なところは若干違いますが、あの辺りにしておりまして、北半分は道の駅が出荷者専用駐車場として使って、あれから若干南へずれた辺りは、一応ホテルを誘致している領域となります。現在、車がいっぱい止まっているのは、従業員が止めているところでございます。

それと、役員の報酬が下がったのは、御存じのとおり、社長は江藤さんになっておりますけれども、駅長がちょっとまだ人材を見つけておりませんので、兼務となっているところでございます。

あと、管理部の給与が上がっている件につきましては、部長クラスは退職をした後は嘱託に変わりますけれども、管理部のほうに昇格する人事とかを含めた件等でございます。

それと、租税公課費が324%、これにつきましては、後ほど報告したいと思います。

○議長（中野 義信君） 6番、鏈水議員。

○議員（6番 鏈水 英一君） 面積とか分かりませんか、ホテル部分と駐車場部分と。総体的な計画図とか多分あると思いますけどね。それを出されれば、資料として頂きたいんですが。いかがですか。

○議長（中野 義信君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 今現在あるところの約半分が、北側が出荷者専用駐車場で、南側半分がホテルで、まだ正式な契約を結んでませんので、ちょっと資料として出すまではまだ至っておりませんが、約半分半分です。（「面積は分からない」と呼ぶ者あり）いや、1,500、1,500ぐらいですね。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） これで質疑を終わります。

以上で報告第5号の報告を終わります。

---

### 日程第11、議案第37号

○議長（中野 義信君） 次に日程第11、議案第37号専決処分の承認を求めることについて、うきは市道路線の認定についてを議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 住環境建設課、村岡です。よろしくお願いいたします。議案

書の5ページ目をお開きください。

議案第37号専決処分の承認を求めることについて。

うきは市道路線の認定について、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求める。  
令和3年9月3日提出。うきは市長高木典雄。

6ページ目をお開きください。こちら、専決処分書になります。読み上げさせていただきます。  
地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。

道路法第8条第2項の規定により、うきは市道路線を次のとおり認定すること。令和3年6月30日。うきは市長高木典雄。

専決処分にて認定したものが、下の表のほうに記載しております。路線番号が2004、小坪・日の出線でございます。こちら、前回6月議会において路線番号、こちらのほう1998番ということで表示しておりましたが、こちらが間違っておρισして、2004番ということで、こちら専決処分としたものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第37号については委員会付託を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は承認することに決しました。

---

## 日程第12. 議案第39号

○議長（中野 義信君） 日程第12、議案第39号令和3年度うきは市国民健康保険事業特別会

計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 市民生活課、石井でございます。補正予算書の39ページをお開きください。

議案第39号令和3年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度うきは市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,646万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億2,007万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和3年9月3日提出。うきは市長高木典雄。

続いて、45ページをお願いいたします。歳入でございます。

6款2項1目国民健康保険財政調整基金繰入金、補正額1,000万円の減額補正でございます。当初、県への国民健康保険事業費納付金に充てるために、基金からの繰入れを予定しておりましたが、令和2年度決算による繰越金が1億4,644万6,000円となりましたので、基金の繰入れをゼロにするものでございます。

次のページをお願いいたします。

続いて、7款1項1目繰越金、補正額1億4,646万6,000円の増額補正です。これは令和2年度決算に基づく繰越金でございます。令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えやマスクの着用、手指消毒等の予防対策の徹底によりまして、風邪等の呼吸器系疾患が減ったこととされ、医療費が減少しております。また、この医療費が減少したことによる普通交付税等の返還も見込まれておるところでございます。

続きまして、歳出でございます。

5款2項1目保健事業費、補正額117万6,000円の増額補正です。内訳としましては、18節、はり・きゅう施術費補助金を増額するものです。当初予算で、はりときゅうの二術の補助金980円の1,000件分、98万円を見込んでおりましたが、4月から7月の4か月間で634件、多い月では200件ほどの申請がございまして、予算不足が見込まれますので、月180件程度を基礎に年間2,200件を見込んで、今回1,200件の980円、117万6,000円を増額するものです。

次のページをお願いいたします。

続きまして、6款1項1目基金積立金です。補正額4,999万9,000円の増額補正です。

内訳といたしましては、24節積立金でございます。令和2年度決算による余剰金を基金に積み立てるものでございます。

次に、9款1項1目予備費、補正額8,529万1,000円の増額補正です。予備費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響もございまして、令和2年度の保険療養給付費等が減少したことで、過年度保険給付費等交付金、普通交付金等の交付返還金が概算で8,300万円程度見込まれておりますので、返還金確定後に12月の補正予算等を予定しておるところでございます。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第39号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は可決することに決しました。

---

### 日程第13. 議案第40号

○議長（中野 義信君） 日程第13、議案第40号令和3年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 続いて、補正予算書、51ページでございます。

議案第40号令和3年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度うきは市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところ

による。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ204万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億848万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和3年9月3日提出。うきは市長高木典雄。

続いて、57ページをお願いいたします。歳入でございます。

4款1項1目繰越金、補正額204万5,000円の増額補正です。令和2年度決算に基づく繰越金でございます。

次ページ、58ページをお願いいたします。歳出でございます。

4款1項1目予備費、補正額204万5,000円の増額補正です。歳入歳出予算の財源調整でございます。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第40号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は可決することに決しました。

---

#### 日程第14. 議案第41号

○議長（中野 義信君） 日程第14、議案第41号令和3年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。自動車学校長。

○自動車学校長（高木 慎君） 自動車学校の高木でございます。よろしく申し上げます。それでは、補正予算書の59ページをお願いいたします。

議案第41号令和3年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,528万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入算出それぞれ1億4,783万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和3年9月3日提出。うきは市長高木典雄。

それでは、御説明をさせていただきます。まずは歳入から御説明させていただきます。65ページをお願いいたします。

3款1項1目1節の財政調整基金繰入金でございます。400万円の減額補正を計上させていただいております。これは予算作成当初、歳入歳出調整分として計上してございましたけれども、令和2年度からの繰越金確定により、繰入れの必要がなくなりましたので、減額を計上いたしておるところでございます。

次に、66ページをお願いいたします。

4款1項1目1節の前年度繰越金でございます。1,928万3,000円の増額補正を計上いたしております。これは、令和2年度の繰越額確定によるものとなっております。

次に、67ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項1目総務管理費96万2,000円の増額補正のお願いでございます。内訳といたしまして、8節の旅費に費用弁償として7万円の増額補正を計上いたしております。これは、令和3年度の会計年度任用職員新規採用に伴いまして、確定した通勤手当の不足分5,800円の12か月分を計上いたしているところでございます。

続きまして、10節修繕料として70万円計上いたしております。これは、校舎外壁の雨どいのつけ根付近の板が劣化により破損しておりましたので、この修繕料50万円と、下千足の交差点に設置してあります案内看板の破損も見られましたので、この費用20万円、合わせて70万円を計上させていただいているところでございます。

次に、17節に一般備品購入費として19万2,000円計上いたしております。内訳といたしましては、自動車学校にある草刈り機の調子が最近悪くなってきましたので、新たに2台の購入と、コース整備のための高圧洗浄機の購入をお願いするものでございます。

続いて、68ページをお願いいたします。

1款2項1目24節積立金に1,400万円の増額補正を計上いたしております。これは、令

和2年度からの繰越金のうち1,400万円を基金に積み立てるものでございます。

続きまして、69ページでございます。

2款1項1目予備費に32万1,000円の増額補正を計上いたしております。これは、歳入歳出調整分でございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第41号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は可決することに決しました。

---

#### 日程第15. 議案第42号

○議長（中野 義信君） 日程第15、議案第42号令和3年度うきは市簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） それでは、補正予算書の71ページ目をお開きください。

議案第42号令和3年度うきは市簡易水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和3年度うきは市簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の部、第1款水道事業収益、補正予定額ゼロ円、計6,807万6,000円。第2項営業

外収益、補正予定額ゼロ円、計5,881万円。令和3年9月3日提出。うきは市長高木典雄。

73ページ目をお開きください。

補正予算の実施計画でございます。収益的収入及び支出の収入の部になります。

1款2項2目他会計補助金が507万円の増額、1款2項4目資本費繰入収益が507万円の減額になります。

8月26日の全員協議会のほうで御説明いたしましたが、一般会計からの繰入金を当初予算におきまして、資本費繰入収益のほうに計上しておりましたが、資本費繰入収益のほうは用途が限定されまして、事務作業が煩雑という形になりますので、また、ほかの自治体の状況も踏まえまして、他会計補助金のほうに507万円を組替えするというところでございます。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第42号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は可決することに決しました。

---

### 日程第16、議案第43号

○議長（中野 義信君） 日程第16、議案第43号令和3年度うきは市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 続きまして、補正予算書の75ページ目でございますが、大

変申し訳ありません。本日差し替えのほうでお配りしております1枚ペーパー、こちらのほうで御説明させていただきます。そちらのほう御覧ください。

議案第43号令和3年度うきは市下水道事業会計補正予算（第2号）。

総則、第1条、令和3年度うきは市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正、第2条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の部、第1款下水道事業収益、補正予定額マイナス7,140万円、計15億5,423万5,000円。第2項営業外収益、補正予定額マイナス7,140万円、計10億7,825万8,000円。

支出の部、第2款下水道事業費用、補正予定額5万8,000円、計13億5,591万2,000円。第1項営業費用、補正予定額5万8,000円、計11億2,836万6,000円。

資本的収入及び支出の補正、第3条、予算第4条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対する不足額5億9,963万7,000円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額481万6,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額976万1,000円、過年度分損益勘定留保資金2,275万8,000円、当年度分損益勘定留保資金3億8,804万6,000円、当年度利益剰余金処分額1億7,425万6,000円で補てんするものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

裏面の76ページ目のほうをお開きください。

収入の部、第3款下水道事業資本的収入、補正予定額7,140万円、計1億6,767万4,000円。第1項企業債、補正予定額5,140万円、計8,780万円。第3項補助金等、補正予定額2,000万円、計6,905万6,000円。企業債の補正第4条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり補正する。下水道事業におきまして、補正前の限度額3,230万円が補正後の限度額8,370万円となりまして、起債の方法、利率、償還の方法は変わりありません。令和3年9月3日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、補正予算書の77ページ目をお開きください。補正予算の実施計画でございます。

収益的収入及び支出の収入の部、1款2項2目他会計補助金が5億1,095万9,000円の増額。1款2項4目資本費繰入収益が5億8,235万9,000円の減額になります。簡易水道事業のほうと同様の理由で、資本費繰入収益から他会計補助金のほうに組替えするものが5億1,095万9,000円となります。残り7,410万円が、この後説明いたします資本的収入への組替えという形になります。

支出の部、2款1項5目総係費が5万8,000円の増額です。会計年度任用職員2名分の共済費の増額補正でございます。

78ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入の部。

3款1項1目建設改良等の財源に充てるための企業債が5,140万円の増額でございますが、こちら、吉井・浮羽浄化センターの改修工事につきまして、当初一般財源のほうを充てておりましたが、県との調整の結果、下水道事業債及び過疎債の充当が可能となったことから、企業債として増額しております。なお、この5,140万円は、当初一般会計からの繰入金を充てていましたが、企業債を財源とすることとなったため、一般会計から下水道事業への繰出金は減額という形になっております。

3款3項3目他会計補助金が2,000万円の増額になります。こちら、収益的収入の資本費繰入収益からの組替えになるというところでございます。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第43号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は可決することに決しました。

---

#### 日程第17. 議案第44号

○議長（中野 義信君） 日程第17、議案第44号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

説明を求めます。人権・同和対策室長。

○人権・同和対策室長（石井 良忠君） 人権・同和対策室、石井です。議案書の7ページをお開

きください。

議案第44号人権擁護委員の推薦について。

うきは市人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。令和3年9月3日提出。うきは市長高木典雄。

令和3年12月31日をもって3名の委員が任期満了となりますので、別紙に記載しておりますとおり、2名の再任と1名の新任の者を推薦するものでございます。住所、氏名、生年月日、職業については記載のとおりでございます。任期につきましては、令和4年4月1日から令和6年12月31日までの3年間となります。

説明は以上でございます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） ちょっとこの件については異論ありませんが、今後のことについてお伺いをさせていただきます。

全てこの人権擁護委員が学校の先生ですよ。その辺が特定されているような考えはないとは思いますが、やはりこの人権というものが、これだけ叫ばれる時代になって、やっぱりそれぞれの分野から人選ということを考える時期は既に来てると思うんですよ。その辺について、課長でいいのか、市長の——最終的な判断は市長がしてるんでしょうから、その辺の今後の考え方についてお願いします。

○議長（中野 義信君） 人権・同和対策室長。

○人権・同和対策室長（石井 良忠君） 御意見ですけれども、今、教育関係者の出身の方が9名のうち6名いらっしゃる状況でございます。それで、特に御意見のほうはごもっともだと思いますけれども、活動内容につきまして、どうしても小・中学校の生徒なんかを対象に事業展開をしております。啓発活動、また講演活動等行っておりますので、その辺りを重視しながら選考させていただいておる状況でございます。

以上です。

○議長（中野 義信君） 10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 課長、そうじゃなくて、今、人権というのをこれだけ重視しているから、その啓発をするのに学生だから先生という答弁だったですよ。そういう認識じゃないかとやないかという質問なんです。広く社会全体にこの人権というものを、いかに皆さんの理解を得るかということが大事なことだと思いますし、相談等もありましょう。だから、あらゆる分野から選択すべきではないですかと、今後の、その考えはないですか、その考え、今後のことは何も答弁なかったじゃないですか。もう一度、なければ市長、お願いします。

○議長（中野 義信君） 人権・同和対策室長。

○人権・同和対策室長（石井 良忠君） 今後につきましては、そういった御意見を踏まえまして、協議は行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今回、人権擁護委員3名、任期満了につき提案をさせていただいているわけでありまして、基本的には人権問題に非常に見識を持っている方について選定をさせていただきました。しかしながら、議員が御指摘のように、もっといろんな方面から選定すべきじゃないかという話は過去から、特に教育委員の問題。かつて教育委員の皆さん、全部学校の先生だったんですが、民間からの登用等も積極的に進めさせていただいておりますが、そういう視点で、人権に非常に見識が深い方、学校の先生、OB、OGだけではなくて、ほかにもいらっしゃると思いますので、そういう御指摘についてはしっかりまた考えて検討させていただきたいと、このように思っています。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第44号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は適任とすることに決しました。

---

#### 日程第18. 議案第47号

○議長（中野 義信君） 日程第18、議案第47号うきは市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

説明を求めます。税務課長。

○税務課長（大石 恵二君） 税務課の大石です。よろしくお願いします。まず議案書の10ページをお開きください。

議案第47号うきは市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和3年9月3日。うきは市長高木典雄。

次のページをお開きください。

うきは市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例。

当条例の一部を、次のように改正する。

第2条第1項中「起算して5年以内に」を「令和5年3月31日までに」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

内容について説明させていただきます。新旧対照表の1ページを御覧ください。

この第2条は、この条例に基づく固定資産税の課税免除の要件などを定めたものです。その中に、対象施設の設置期限が制定されております。従来、この対象設備の設置期限は、本制度に係る基本計画の同意日から起算して5年以内という規定でした。しかし、この改正により、改正後は、ここが令和5年3月31日までという規定に改正されます。

もう少し内容についてお知らせいたします。

福岡県とうきは市、そして県下全市町村が共同で作成した基本計画について、平成29年9月28日に主務大臣の同意を得ております。したがって、従来のままの規定ですと、設置期限は令和4年9月28日だったのですが、この改正により、その期限が令和5年度末、つまり結果的に約半年間延長されることになるという改正でございます。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 今の説明でちょっと分からなかったのですが、改正理由は何ですか。半年に延長だの、理由をお尋ねします。

○議長（中野 義信君） 税務課長。

○税務課長（大石 恵二君） そのものの改正の背景を御説明いたします。

これは、上位法の省令が改正されたのが理由なんです、その背景といたしましては、実はこの省令だけではなく、約8本の省令が同時期に改正されております。その省令のほかの法律というのは、うきは市には該当しない、例えば離島法とか沖縄地域とか、そういう、あるいは半島法

といったものに関する省令の改正です。これらには全て固定資産税の特例の条項が含まれております。その期限が来るんですけども、その期限をコロナ禍において設備投資が減少している。それをもっとさらに図っていかなくてはいけないという背景から、延長する改正を一斉にされたところなんです。その中でうきは市が該当しているのが、この地域未来投資促進法に關係する固定資産の設置、減免、免除ということになったために改正するものです。

以上です。

○議長（中野 義信君） それでは、ほかにありませんか。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 大石課長に確認させてください。そすと、法制の担当者に。内容については省令の關係で今、説明がありました。うきは市と福岡県が主務大臣で同意日ということで、平成29年9月29日が、この5年後ですか。起算して5年以内というものの始期が、始める点が平成29年9月29日から5年からすると、ここに書いておるとおり、令和4年、来年の9月28日が終期になるということで、この省令改正によって、この省令の施行が今年4月1日から施行された。したがって、これは年度にしようということで、結果的に令和5年3月31日、令和4年度末ということになったんですね。この点については、理解しました。

ただ、この法制上の問題でですね、こういう期限を具体的に本則にうたい込むかということが、ちょっと私、見よって思ったんですよ。あるべきは、こういう限定した期限というのは附則で改正すべきであって、これ読んだら、例えば今後も本則にうたってしまうと、この令和4年度末、5年3月31日が来たら、これをまた改正するんですか。もう、その後は要らんということですか。また、これを新たな日付が、基本的にそういう日付を本則にうたうというのを法制上、例はないと思うんですよ、経験則からすると。ちょっとおかしいなと思って、今申し上げてるんですけどね。これはうちだけじゃなくして、うきはだけでなくて近隣も同じと思うんですけど、これが一致しているんだったら、私もちょっと、私がいかなのかもしれないけど、どう見てもちょっとおかしいから、その辺の説明をお願いします。

○議長（中野 義信君） 税務課長。

○税務課長（大石 恵二君） 議員おっしゃることは分かります。国のほうが、法律では固定資産の一部ですけども免除をうたい、その期限等の細かい条件は、御存じのとおり、このように省令に落としております。ただ、うきは市の条例に關しては、その期限の日にちまで本則にうたい込んでおります。

この理由というのが2つぐらい考えられるんですけども、1つは、大きな法律上の計画というのがすごく多岐にわたっている大きな計画で、細かいところは省令に落としているんですけども、その中で私が所管しておりますこの条例は、その固定資産税の免除に關する条例に特化しております。ですので、まさに固定資産税の免除になる要件とか日付というものが重要になり、それ

に特化した条例ですので、やはり重要な期限というものは本則にすべきだと考えております。また、これは平成29年度に始まった制度なんですけれども、そのときに全国市町村、ほとんどが作られてると思いますけれども、同じようにやはり日付を本則にうたい込んでいるということがございます。

続きまして、じゃあ、この本則にそういう日付をうたい込んでいくことで、今後支障はないのかという御質問だと思うんですけども、こういう経済的な状況を見ながら、こういう特例を制定する法律は、将来的な社会情勢、経済情勢を見ながら、この日付を延長したり変えていくのが常でございます。そこで、もしそういうことが起これば、また改正になると思いますし、もしこれで、令和4年度末でこの上位法あるいは制度そのものが廃止になれば、この条例も廃止すべきと考えております。

以上です。

○議長（中野 義信君） 10番、江藤議員。2回目。

○議員（10番 江藤 芳光君） あとは法制の問題ですからね。いずれにしても、こういうような期限が付されたものを本則でうたうというのは原則としてあり得ないと思うんですよ、ほかのところ知りません。だから、ここでいろいろ議論しても仕方ないですから、私はこれ、1回調べてください。私が言うことが間違ってるなら、間違ってるちから言ってもらえば、内容については否定はしていませんし、異論はありません。ただ、その辺が気になりましたから発言しているんであって、一応これは今日決めるんでしょうから、内容が合致しよるからそれはいいんですけど、この辺調べて、また報告いただけますか。それで終わりますが。

○議長（中野 義信君） 税務課長。

○税務課長（大石 恵二君） 今の御指摘は、この条例だけではなく、一般的に期限のうたい方の問題だと思いますので、法制のほうとも協議してお調べしたいと思います。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第47号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は可決することに決しました。

ここでお諮りしますが、12時になりましたですけれども、あと幾つかありますけれども、このまま続けてよろこびますかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） それでは、このまま続けて進めさせていただきます。

---

### 日程第19. 議案第48号

○議長（中野 義信君） 日程第19、議案第48号うきは市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 福祉事務所、浦でございます。よろしく申し上げます。議案は12ページを御覧ください。

議案第48号うきは市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和3年9月3日。うきは市長高木典雄。

13ページを御覧ください。新旧対照表は2ページを御覧ください。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。改正内容は、第15条第3項で、災害援護資金貸付けの償還金の猶予や免除の規定について、施行令にもともとあった項目を法律に引き上げて明記をしたこと。免除のため、市町村に資産、収入を調査する権限が付与されたこと。そして、第16条で災害弔慰金及び災害傷害見舞金の支給に関する事項を調査審議する支給審査委員会を置くことを規定し、その報酬についても定めることとしております。この法律に関しましては、平成31年1月の改正分につきまして、令和元年に条例を改正しておりましたが、この分の法改正が漏れておりました。今後はこのようなことがないように、注意いたします。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 今、説明がありました2ページの第5章の補則で、災害弔慰金等支給審査委員会の設置で、2に委員会に関し必要な事項は市長が定めるということで、それはも

う定まって、委員が何名かおられるという理解でよろしいのでしょうか。それともこれから委員を含めて選出されるということでしょうか。お尋ねします。

○議長（中野 義信君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 支給審査委員会のメンバーはこれから選定をさせていただきます。委員の総数は5名で、弁護士等の学識経験者、保健・医療関係団体の代表者、その他、市長が必要と認める者などを予定しております。

以上です。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） ということは、次の議会か、あるいは全員協議会等での報告があるというふうな理解でよろしいですか。いつ頃決まるかということと報告が、お願いします。

○議長（中野 義信君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 支給審査委員会のメンバーを定めることにつきましては、支給審査委員会を開催することが必要と認めた場合にメンバーを決めて開催することとしております。すぐにこの方になりましたということの報告は、今のところ予定しておりません。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） ということ言うと、具体的にちょっとお聞きしたいんですけど、この災害弔慰金の件で、うきは市で継続的に支援金の返済をされている方がいらっしゃったと思う。この件、2年前からずっと私、言ってるんですけど、お一人がそういう状況になってるというふうに思ってますけれど、改めてこれ、条例をするということになると、この対象となるのかどうかという、法令は、具体的な提示については、うきは市の条例じゃなくて、支給に関する法律と施行令で規定されていくということになると思うんですけども、具体的に今の案件について、どういう今後措置をされるのかというのを、もし分かれば教えていただければと思うんですが。

○議長（中野 義信君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 災害援護資金の貸付けの部分だと理解して御説明いたします。

現状としましては、平成24年の九州北部豪雨の際に3名に貸付けをしているところでございます。1名が少し納付が遅れているところではございますけれども、本年度が償還期限となっており、貸受け人、それから保証人に対して納付をお願いしているところでございます。今後、粛々と事務を進めてまいるところです。

○議長（中野 義信君） 5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） こういったときにあまり粛々という言葉は好ましくないというふうに思いますので、御指摘しておきたいと思います。

そもそもが、今まで委員会とかというのがなかったものが、ある意味では委員会をつくって、

災害の、金額も含めて申請に対して審査することだろうと思いますので、より集団的にいろんな判断ができていくというふうな意味では、この条例というか、改めて法律をつくっていくという事は非常にいいことだろうというふうには思います。

ただ、私が今言いたかったのは、確かに10年の期間があつて、具体的なこの例はね、また決算委員会のときに聞くような形になるかと思ひますが、そもそもの背景をきちんと考えていただいて、運用についても柔軟にしていれば、今は条例はまだつくってない段階ですから何とも言えないんですけども、うきは市でも対象となる方がいらっしゃれば、ぜひ今後もこの法律にのっつて、遡って検討していただけるようお願いをしたいなというふうに思っております。これは要望というよりかは、実際に条例を施行した後でどういう対処をしていくかということを検討してほしいという要望であります。

以上です。

○議長（中野 義信君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） ちょっと説明が十分でなかったかと思いますが、支給審査委員会、この分につきましては、災害弔慰金と災害傷害見舞金の支給に関する事項ということで、災害援護資金の貸付けの部分につきましてはの委員会というわけではございません。ですが、貸受け人につきましてはの状況を確認しながら、柔軟に対応をさせていただきたいと思ひます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 2点、お尋ねしたいと思ひます。浦所長のほうから、これが法の改正で漏れてたことの謝罪は全協でもあつておりました。この議案をもらつて、すぐネットで調べました。これは漏れてるということはすぐ分かりました。総務省からの通知分も見ましてですね。お聞きしたいのは、どこで何で気づいたかですね。こういう、さっきありました事案が、償還金が猶予の話もあるし、そういうことで分かつたのかどうか、それは参考までにお聞きしたいと思ひます。

それから、市長公室長にお尋ねします。どこでもこの漏れというのは出てくると思ひます、人間がやっていることですから。ただ、これを再発防止するために、誰がそのこれをチェックするのかですね。その辺りをこの機会にしていかないと、なかなか職責というのが、それぞれになつて、なかなかみんなが忙しいから気づかないということ防止することは、やっぱりこういう事案をもって喚起する必要があるだろうというふうに老婆心ながら思ひますが、その辺を、市長公室長が一番事務の責任者でありますから、答弁をお願いいたします。

○議長（中野 義信君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（浦 聖子君） 何で分かつたかという、御指摘のとおり1名支払いが滞っている分を、どうにか法的なものを確認している間に見つけたものでございます。

○議長（中野 義信君） 中野市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） 条約改正漏れに関しての考え方なんですけど、基本的にはやはり所管する課がチェック機能を持って、改正漏れがないように対応していくべきだというふうに思っております。

加えて、総務課の総務法制係のほうで、そういった例規関係の事業者と委託契約の中で、そういった改正の必要のある情報提供というのを受けておりますので、それと併せて今後漏れがないように対応してまいりたいと思っております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第48号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は可決することに決しました。

---

## 日程第20. 議案第49号

○議長（中野 義信君） 日程第20、議案第49号うきは市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（石井 良忠君） 市民生活課、石井でございます。議案14ページをお開きください。

議案第49号うきは市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。朗読は省略させていただきます。15ページをお願いいたします。

うきは市国民健康保険条例の一部を改正する条例。

うきは市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「40万4千円」を「40万8千円」に改める。

附則、この条例は令和4年1月1日から施行する。

新旧対照表の最終ページになりますけれども、11ページをお願いいたします。

右側、現行欄の出産育児一時金、第4条第1項中の下線部分の出産育児一時金は、「現行40万4千円」を、左側の改正案のとおり、「40万8千円」へ改正するものでございます。改正理由につきましては、健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和3年8月4日に公布をされまして、出産育児一時金が引き上げられたことに伴い、うきは市国民健康保険条例の一部を改正するものです。現行の出産育児一時金につきましては40万4,000円に、産科医療保障制度に加入する病院等での出産の場合、保障掛金分の1万6,000円を加算した総額42万円が支給されております。

産科医療保障制度は、分娩に係る医療事故により、脳性麻痺となった子及びその家族の経済的負担を保障し、再発の防止と紛争の防止、早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的とする制度でございます。今回、この産科医療保障制度が見直され、保障の掛金が1万6,000円から1万2,000円へ4,000円引き下げられたこと、少子化対策として、出産育児一時金の支給総額42万円を維持すべきとされたため、差額の4,000円が出産一時金へ増額されまして40万8,000円に改正されております。

説明は以上でございます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第49号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は可決することに決しました。

---

### 日程第21. 議案第50号

○議長（中野 義信君） 日程第21、議案第50号うきは市市有林保育管理基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

説明を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） 農林振興課、石井でございます。よろしくお願いいたします。

16ページをお願いいたします。

議案第50号うきは市市有林保育管理基金条例を廃止する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和3年9月3日。うきは市長高木典雄。

17ページでございます。うきは市市有林保育管理基金条例を廃止する条例でございます。

うきは市市有林保育管理基金条例は廃止する。この条例は、公布の日から施行する。

この件につきましては、8月6日の全員協議会で御説明をいたしましたように、平成3年の台風17、19号によりまして、旧浮羽町町有林に大変大きな被害が発生をしております。そのときの町有林災害共済基金を、浮羽町町有林保育管理基金として設置されていたものでございます。合併後はうきは市市有林保育管理基金に移行し、市有林の基金管理等に充当してきたものでございます。令和2年度で残金がなくなりましたために、基金条例の廃止をお願いするものでございます。なお、今後の市有林管理等につきましては、令和元年度から始まりました森林環境譲与税等を活用しながら、市有林の保育管理に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。7番、熊懷議員。

○議員（7番 熊懷 和明君） ちょっと再度お尋ねします。

残金がなくなったのと、次は環境税を使ってやるということですが、説明の折は、市長は保育管理が必要なくなったからやめますというように私、聞いていたんですが、保育管理というのは、今度ヒノキ山、秀山ですか、私、行ったことありませんが。ヒノキが50年生で切る時期に来るとい、昨年か何か話が出ておりました。そこを今、ヒノキはもうちょっと杉も3倍が少し下がって、ヒノキは丸々下がらず、3倍のまま高いということで今、普通の民間なら今、切ります、高いときに。森林組合との取り合いもあろうけど、まずこれを高いときに切っていただく。利益を上げてもらって、その後、植林をせんといかん。植林した後は、保育管理していかんといかんようになると思います。というので、保育管理はしていかんといかんと思いますので、そのの

保育管理が必要ないと説明したところがちょっとおかしいかなと。まず、それは環境税でしていくということで必要ないと言ったのかなと思って、そこのところをちょっとお尋ねします。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 私の提案理由の説明のことだろうと思います。私が申し上げたのは、この基金の積立金の運用が終わったと。そして、さらにこの基金に積み立てる用意がない、それは今、課長のほうから説明があった、今、森林環境譲与税ですが、将来は森林環境税、そういうところで対応できるから、新たに積み立てる考えはありませんので、これを廃止したいと申し上げたんであって、この保育管理が必要ないという趣旨ではございません。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 基金のお金がなくなったから、やめられるということで、それに代わって環境譲与税のほうを利用していくと。これというのは、何やったですかね。森林環境譲与税というと、ある程度お金が決まっとったやないですか。それ以上に積み立てることは、毎年毎年それを積み上げていくんやろうけど、これだけ気候変動がありよってですよ。そして、基金をつくったのは平成3年の17号、19号の大被害があって、それで基金をつくった、立ち上げたと。

うきは市というのは山がほとんどなんですよ、って書かれてるんです。その山を守るためには、この森林環境譲与税だけでうきは市は管理ができるのか。そうすると、こういったのを廃止するというのは簡単なんですけど、今はためきらんかもしれんですよ、積み立てきらんかもしれんばってん、そういったために、平成3年か知りませんが、17号、19号のときにあれだけの被害をもって対応するというとで立ち上げたこの条例をですよ、本当に廃止していいもんかと。毎年毎年、災害があっているような中で、うきはを守るというのは、山を守らんと私はいかんと思っとるのに、こういったのを廃止して本当にいいもんかどうかというのは、もう一回お伺いしたいと思います。

○議長（中野 義信君） 農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） 私のほうの説明が不足しておったかもしれませんが、この基金、浮羽町時代に積み立てたものは、災害共済金その前々年度に入ったものを積み立てたもので、その時点でこの基金の使い道ということで基金化をして、町有林の保育管理に充ててきたということでございます。決して、この部分がなくなったからということで、これから保育管理をしないということでは決してございません。

今後につきましては、先ほど申しましたように森林環境譲与税、ただこれも金額の限界と、既存の事業に使えない等のいろんな制約もございます。売払い収入あるいは造林事業費補助金等を活用しながら、うきは市市有林の保育管理等につきましては、これまで同様に進めてまいらな

ればならないというふうに思っておりますので、引き続き進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 森林環境税の基金というのは、使い道がある程度決まっているんじゃないんですか。もう少しこう、自由にうきは市として使えるような基金というのがないと、たしかあれ、事業内容やら決まっちゃったですね、整備要綱で。それしか使われんとやないんですか。うきは市がそれ以外で山を強固にする、保全にするというたときやらというとは、その基金というのは——心配しているのが、使い道は狭まっているんじゃないですか、森林環境譲与税は。というのがありまして、森林保全のためという、この大義名分の基金というとは、僕はあったほうがいいのかないかなという思いがあって、ここでゼロになったから、実績がないからなくすというのはどうかなという危惧をしているところでございます。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど熊懷議員の質問にもお答えしましたように、保育管理は非常に重要ですから、今後もやってまいります。当然、森林環境譲与税、将来は森林環境税だけではなくて、足りないところがあれば、一般会計でしっかり対応していきたいと思っております。

この基金というのは、大半があるとき何らかの要件で、大きな資金がうきはに来たときに、それを一気に使うんじゃなくて、複数年度平準化して使っていこうということで基金を創設するわけでありまして。課長のほうから説明がありましたように、平成3年に17、19号で本当にうきは市、甚大な被害が発生しました。特に浮羽町の森林、かなり木の真ん中から倒木して無残な姿をしたわけなんです、そのときに思ってもみないというか、保険金が大量に来ましたので、その保険金を一気に使わず、そして、平成3年というのは、ちょうど昭和のバブルが終わろうとしている時期でしたから、すごい金利が高かったんですね。これを一気に使わないで基金にして、基金益金もうまく活用しながら、年度年度充ててきた。それが運用が終わったので、今後は森林環境譲与税、あるいは一般会計からの支出でしっかり森林保育をしていきたいと、こういう趣旨で御提案をしているものであります。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第50号については委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決ま

した。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は可決することに決しました。

---

## 日程第22、議案第51号

○議長（中野 義信君） 日程第22、議案第51号うきは市水源かん養事業基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 企画財政課、山崎でございます。よろしく申し上げます。議案書18ページです。

議案第51号うきは市水源かん養事業基金条例を廃止する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和3年9月3日。うきは市長高木典雄。

19ページを御覧ください。

うきは市水源かん養事業基金条例を廃止する条例。

うきは市水源かん養事業基金条例は、廃止する。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

本日、参考資料として、当時の経過が分からないという先日の全員協議会での御意見等もございましたので、当時の広報紙をお配りしております。そちらのほうも併せて御覧ください。

この水源かん養事業基金につきましては、平成25年当時、合所ダムに係る国有資産等所在市町村交付金、こちらの交付が漏れているということが分かりまして、5年以内の分は、その後交付されましたが、時効というものがあまして、5年を経過した分が問題となっておりましたけれども、その分の対応として、福岡地区水道企業団と福岡県南広域水道事業団のほうで、本来この交付金が交付された場合に、市の自主財源となる4分の1相当額、1億4,700万円余りを基金へ拠出していただくことで合意に至りました。市の一般財源と合わせて2億円の水源かん養事業基金を設置し、森林整備推進対策、林道の維持事業、地域木材の利用推進事業など、うきは市の水源かん養機能の向上及び水源地域の活性化等の事業を、この間行ってきたところでございます。その後、平成29年に福岡地区水道企業団から協力感謝金分として1億円を当基金で受け入

れ、その分も事業を行ってきましたが、令和2年度で基金の事業が完了したため、今回、基金条例を廃止するものでございます。

最後になりますが、当基金に御協力いただきました両水道企業団関係者の皆様にこの場を借りて厚くお礼を申し上げます。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。7番、熊懷議員。

○議員（7番 熊懷 和明君） さっきと同じような質問になるかもしれませんが、組坂議員がさっき言ったように、これ、私が議員になってすぐ、26年ですから。これが6月23日になったと思います。そこで私が一番先に聞かれたのは、水源かん養事業っちゃ知っちゃよるのとなつて、すぐき全然分からんやった。息子からちょうど聞かれました。何けち言うたら、山とか治水、保全を守るとばいち、そこから勉強してやっとして、これ、基金崩して今、大雨災害、さっきも5倍の大雨、まだまだひどくなる可能性は大きいと思います。そこでこれを2億円、条例で2億円基金と書いてあります。もう1億円もらって2億円は使っているところです。1億円で足るのかなと。何でもかと言いますと、ちょうど調べておりましたら、熊本の環境で水源かん養林ということで、4つの市町村が一緒になって、熊本上水道が地下水を全部利用していることということで、力を入れてこのかん養事業をやっております。

これに関すれば、うきは市も10年後は5,000人人口が減るということもお伺いしております、執行部のほうから。5,000人減れば、地下水を利用していかなとなかなか難しい時代になるのかなと思って、山の保全、土壌の山に水を吸い込んでいただいて地下水に行く。こういう事業も力を入れていかにゃんときじゃないかなと私は思っておりますので、これをやめていいのかなと、ちょっとその感じがしたのでお伺いします。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 今、熊懷議員の御質問ですけれど、先ほど基金の条例と同様の趣旨だろうと思います。この基金が、この水源かん養事業基金を積み立てるときに、実はほかの団体から基金を受け入れることについて、地方財政法上の法の縛りがございまして、個別の事業を特定しない事業では法令に抵触するおそれがあるということで、期間と事業の目的を決めて、この基金をつくった経過がございまして。水源かん養というのは、今後もやっていかなきゃいけない事業とは思いますが、この基金については、これで精算をさせていただくということになりますので、そういうことで御理解をお願いいたします。

○議長（中野 義信君） 7番、熊懷議員。

○議員（7番 熊懷 和明君） 短く質問しますが、何でもかということを言いますかというのと、

山の保全をやってもらっておりますけど、まだまだなかなか私、やり足りないと思っております。というのは、林道を舗装してこの前、農林振興課の課長とも登っていきました。そして、舗装しているところからここから水が流れるとよと。舗装して下っているところにU字溝が入れてありました、10センチぐらい。そこから谷のほうじゃないほうに流れるようには1か所してありました。だから、こういうふうに谷じゃないほうに傾斜をつけて、逃がす水を山の一面、平らなところに水を逃がして、そこに保有して下に沈んでいくのが水利の保全ですよということを話して。そいき、私、佐賀か熊本かいろいろ山行っておりましたけど、もう20年ぐらいに前に舗装しているところに自転車のタイヤを縫わしたようなゴム製の、5センチか10センチの間のをボルトで止めて、Uの字になっている、開いているところを下に向けて、傾斜のほうに雨水が少しでも一気に流れないように工夫してやられておりました。

だから、こういうことももう少しきは市も力を入れて、一気にせんとダムに水が流れてきているじゃないですか。そういうところをもう少し工夫してもらって保全してもらいたいと思って、この基金が大丈夫かなという質問をしましたので、ほかの譲与税とかでやってもらえばありがたいんですけど、そのこのところの説明をお願いします。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 先ほど、農林振興課長が答えたのとほぼ同様になります。この基金は一応廃止をさせていただきますけども、今後も水源かん養というのは非常に大切な部分でございまして、今ある基金でできる分は基金でやっていく。できない分は、先ほど市長が言いましたように、一般財源等も出しながら、大切な森林を守っていきたいと考えております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 3点お尋ねいたします。

うきは市が大変森林を保有しているということで、マスコミといいますか、新聞等のいろんな記事を読んでいるんですけど、最近、次の3つのことがあったので、その点について、やっぱりこの水源かん養事業、次に引き継がれるものにつながるかなと思いますので、お尋ねいたします。

1点目は、先ほど熊懐議員も言われましたように、熊本市の水源である水前寺公園等々で、いわゆる外国人の方が水源を含めた森林を購入してるということがありました。それで、うきは市の現状がどうかということと、それに関して、次の基金なりでそういうことを阻止というか、防止することが考えてあるのかどうか。

2点目が、今、キャンプがはやっているということで、森林をレンタルする事業で、年間たしか6万円か7万円だったと思いますが、そういう部分の事業をされているということで、それもやはり森林を守るということからすれば非常に有効と思いますが、それも次の基金等で取り組まれているのか。

それから3点目が、災害のことが先ほどからも出ておりましたけど、やっぱり水源といいますか、森林をきちんと管理することが、大雨が降ったときでも保水能力を高めることにつながるんじゃないかなと思いますが、その点についても、次の基金等で考えてあるのか。

以上、3点お尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） 3点御質問をいただいております。

1点目の熊本市の事例等についてでございますけれども、うきは市のほうで、例えば外国人の辺りのところに制約、そういったものは今のところ取組としてはやれてない状況でございます。

それから、2点目の森林をレンタルするというふうなことにつきましては、例えば棚田等では、キャンプ場とかそういったものは少しずつ進みつつありますけれども、こちらのほうも転用という、ちょっと手続等も必要になりますので、どこもかしこもできるということではありませんので、そういったものも有効に活用できるものがあれば進めてまいりたいと考えております。

3点目の保水能力、これはまさに山に限らず、棚田も山村地域全体が平たん部を守っておるといふふうに私は常日頃から思っておりますので、基金の有無に関わらず、現在実施している事業については、決して緩めることなくこれからも進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 先ほども質問させてもらったんですけど、非常に今の時期にこれ、環境に関することに対する貯金通帳ですね。これを今、ためんでんよかばってん、廃止せなんとやろうかというところが引かかって、地域振興の基金は残っています。ところが、環境を守るためのこの基金というか条例ですね、これを本当これだけSDGsが言われよる今、なくさなんとやろうかというところがですね、できんというとは分かりますよ、厳しいというのは。ただ、それをゼロにするという、またつくり上げるときに大変やろうと思うんですけど、やっぱりもうどうしようも、そういったないということで廃止するち、そして、ほかの財源で補っていくという考えでよろしいんですかね。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど山崎企画財政課長のほうから答弁しているとおりでありまして、非常に特殊な基金であります、これは一言で言いますと、特定の目的のためにある期間のみ使用してくださいという制約がある中に、この提案をさせていただいているものであります。この基金の原資は、説明があったように、福岡地区水道企業団様、そして、福岡県南水道企業団様、そして協力感謝金におきましては、福岡地区水道企業団様、そういう限られたところからの財源で、そのしっかり用途が特定されている中で限定的に使ってほしい。したがって私どもは、これまで

の間、毎年毎年企業団様には、こういう用途で今年度は使いましたということとをずっと報告をしておりまして、それが全部運用が終えたもので1つの区切りをするものであります。

確かに御指摘のように、水源かん養事業というのは本当に重要です。SDGsに取り組むに当たっても、非常に重要な事業でありますので、これはしっかり新たな基金を設ける設けないは別として、国の補助事業とか、あるいはうきは市の一般財源も駆使しながら、毎年毎年しっかり対応していきたいと、このように考えております。

○議長（中野 義信君） 11番、伊藤議員。

○議員（11番 伊藤 善康君） どげなふうに質問したらいいか、今、迷いながらずっとこう、これを見ておりました、この、今日もろうた資料。これは、固定資産税が発生するのをうきは市は気がつかんやっつと、最初は。それで、平成6年から25年まで、それが気がつかんやっつと。そして気がついたときは、26年ですか。そいけん、気がついたのは。そのときに調べたら、時効分が大変な額になると。もらわれるとは5年分か何かじゃったと思いますが、これ、実質ここにも書いていますが1億7,000万円、実際は8億円ぐらいもらわれるとこじゃったですね、全部の期間を合わせたら。実質は1億7,000万円だけがうきは市がもらわれんやっつとということと理解しとってよかとですかね、これは。2回ぐらい読み返したばってん、何か頭の整理つかんばってん。

それと、それ以降ですよ。時効が発生した、いろいろ問題を解決した後は、固定資産税はずっと入ってきよるとですか。入ってきよるなら、その額をちょっと教えてくれんですか。それと、合所ダムありますね。あっちのほうはもう、飲料水が入とらんけん、固定資産税は発生しないということですかね。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） この問題が発覚したのは平成24年です。そのとき福岡県、あるいは関係団体と調整をして、しっかり調整を終えたのが平成25年ということとあります。もともと本質は、民間の固定資産は固定資産税がかかりますね。しかし、役所の施設は固定資産税がかかりません。基本的に非課税、どっちかというとな課税と言ったほうがいいかもしれませんが、税金がかからないようになっております。しかし、役所の公共施設の中でも、その財産の運用形態が、民間が使っている運用形態と似通ったものについては、例えば、今回の上水道もそうですが、あるいは水力発電、ああいうものは民間の中でもそういう活動がありますので、そういうものについては、やっぱり均衡を持つために、固定資産税に代わる国有資産等所在市町村交付金を払っていただきましょうというのが制度の根幹であります。

そこで、合所ダムについても、もともと出発点は農業用水から出発して、あの事業は農林水産省がつくったものであります。あれが100%農業用水であれば、国有資産等所在市町村交付

金は発生しません。税金はかからないということになります。しかし、結果的に農業用水が6割、上水道が4割ということになりまして、この4割については、しっかり国有資産等所在市町村交付金が取れるのではないかと、こういう問題意識を平成24年に持ちました。そこで福岡県とか、いろんな団体に調整して、そのとおりだとなったのが平成25年であります。

その間、新聞でも全国放送されたところですが、8億円ですね。取り損なったということで、市長は何やってんだという、すごいお叱りなんかもいただいたところでもあります。そこで、8億円をぜひいただきたいということで、いろいろ調整をしたんですが、大きなネックになっているのが、法律上、公的債権の5年の時効でありました。

したがって、25年から遡って平成21、22、23、24、25はしっかり団体から、水道企業団からいただくことができましたが、平成20年以前、ダムができたのが平成5年ですから、平成6年から平成20年がどうしても法律的に払えないという中で、しっかり協議した中で整理が出てきたのが、地方交付税の仕組みを御理解いただかないといけないんですが、地方交付税というのは、基準財政需要額引く基準財政収入額であります。したがって、8億円を全部いただいても、基準財政収入額で交付税がぐっと下がってくるという、そういう仕組みになっておりますが、ただし、この基準財政収入額を100%そういうふうにしますと、ほとんどインセンティブが働く、皆さん、各地方公共団体があまり努力をしなくても総務省から交付金をもらえるということになりますので、そこにインセンティブを持たせているのが、4分の3しかカウントしないと。つまり4分の1はすごくインセンティブ、自分のとこが頑張れば、4分の1は自分のとこに残るんですよと、自主財源ですよと、こういう仕組みがありますので、その4分の1を盾に、しっかりその関係団体と御協議して、結局8億円のうち2億1,000万円が5年でいただくことができました。

残されているのが6億円弱であります。6億円弱の4分の1、つまり1億5,000万円をいただくことになったんですが、これは国有資産等所在市町村交付金ではありませんので、ぜひぜひ——今まで福岡の市民の水がめ、あるいは久留米市民の水がめをしっかり守っていただいたうきは市に対して、それを資金として提供するから、ぜひ水源かん養事業として、しっかり特定の期間使ってほしいということでしたものであります。

また、昭和50年7月に覚書を締結して、これが再三議会でも議論になったんですが、この覚書の精算という意味合いも含めて、福岡地区水道企業団から、久留米市田主丸も含めまして、1億5,000万円をいただくことになりました。5,000万円は久留米市、1億円がうきは市ということで、この1億円も積み上げさせていただいて、毎年毎年水源かん養事業に、この貴重な資金はこういう用途に充ててきましたということで、毎年毎年説明をしてきて、この運用が全て終えて、説明も終わったということで、ここで整理をさせていただきたいと、そういうことで、

この廃止条例を提案しているものであります。

ほかについては、山崎課長のほうから。

○議長（中野 義信君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山崎 秀幸君） 交付金の金額ですね、については、両企業団合わせて、令和3年のはちょっと数字持ち合わせておりませんが、令和2年当時で約3,400万円ぐらいになります。これは固定資産税と別個になりまして、国有資産等所在市町村交付金ということで、予算書のほうにも上がっております。この交付金は、この両企業団の分と福岡県の分も合わせてすると、約4,400万円ぐらいになるところでございます。

○議長（中野 義信君） 10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） もう1時になろうとしています。それで、ちょっと提案なんですけどね、ごもつもの意見も出てきております。それで2つの基金をなくすということについては、やはり財源そのものがなくなるということが意味しています。その事業をやっていかにやいかんというのは当然のことですけど、提案として、ここに令和3年度の国有資産等所在市町村交付金、これが4,328万7,000円の予算が当初予算に上がってます。それから、森林環境譲与税が2,107万9,000円上がってます。合計すると6,000万円余になってきます。ここで決められる話じゃありませんけど、この2つは廃止をして、さっきありました、今から市を挙げて、国を挙げて、世界を挙げてSDGsの話が現実的に出てきます。そういう基金を新たにこういう財源からスタートしていくことも非常にPRの影響も大きいと思います。その辺を検討することで、もう、これで終わりませんか。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんかね。11番、伊藤議員。

○議員（11番 伊藤 善康君） 2回目聞こうち思いよったら、先、手が上がったけんで。

今、市長が熱弁ふるって説明してくれました。結果的には1億7,000万円が損したというか。最初のあれから言うと。

ここに書かれています、1億7,000万円が簡単に言えば損したということになるとですかね。もろもろで交付をされた。両企業団からの金が入ったということですが、結果的には最終的1億7,000万円が損したということですか。全然違うと。文章読みきらんの。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 1億7,000万円じゃなくて、伊藤議員がおっしゃっているのは1億4,700万円を指しているのではないかと思います。これが4分の1を指しますから、御指摘のとおりにはならないと、このように思います。

○議長（中野 義信君） ようございますかね。一応いろいろ意見が出ましたけれども、この議案

については、これで終わらせていただいて、お諮りをいたしたいと思います。一応これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第51号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は可決することに決しました。

---

### 日程第23. 請願の委員会付託

○議長（中野 義信君） 日程第23、請願の委員会付託を行います。

今日まで受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり、会議規則第86条の規定によって所管の委員会に付託をします。そういうことでお願いを申し上げます。

ここで、鏈水議員から出ておりました、うきはの里の租税公課の関係はうきはブランド推進課長のほうから報告があるということです、うきはブランド推進課長、お願いします。

○うきはブランド推進課長（樋口 秀吉君） 先ほど鏈水議員のほうから、うきはの里の令和3年度予算の租税公課費が100万円ほど上がっている理由についてのお尋ねがございました。これにつきましては、道の駅の東側の用地取得の契約が1月1日以降になりました関係で、来年度に不動産取得税と固定資産税がかかるということで、その予算化だそうです。

以上でございます。

---

○議長（中野 義信君） 以上で本日の議事日程は終了しました。

連絡します。あす9月4日から9月5日までは休会とし、9月6日本会議を開き、一般質問を行います。

以上です。本日はこれで散会いたします。

○事務局長（高瀬 将嗣君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後 1 時01分散会

---